

山運輸第13号の2
山運整第8号の2
令和7年4月14日

一般乗用旅客自動車運送事業者 各位

東北運輸局山形運輸支局長
(公 印 省 略)

「法人タクシー事業の許可申請事案及び事業計画変更認可申請事案等の審査基準
について」(平成29年9月1日付け公示第38号)の一部改正について

標記について、東北運輸局長より別添のとおり通知があったので、了知願います。

東自旅二第1号の2
東自監第1号の2
東自保第1号の2
東自整第1号の2
令和7年4月1日

山形運輸支局長 殿

東北運輸局長
(公印省略)

「法人タクシー事業の許可申請事案及び事業計画変更認可申請事案等の審査基準
について」（平成29年9月1日付け公示第38号）の一部改正について

標記について、別添のとおり公示することとしたので了知するとともに貴支局掲示
板等に掲示されたい。

また、関係団体等に対し周知を図り、事務処理上遺漏のないように取り計らわれた
い。

公 示

公示第 5 号

「法人タクシー事業の許可申請事案及び事業計画変更認可申請事案等の審査基準について」（平成29年9月1日付け公示第38号）を別添のとおり一部改正したので公示する。

令和7年4月1日

東北運輸局長 川崎 博



公 示

公示第38号

法人タクシー事業の許可申請事案及び事業計画変更認可申請事案等の審査基準について

法人タクシー事業（一般乗用旅客自動車運送事業のうち、個人タクシー事業でないもの）の許可申請及び事業計画変更認可申請等について、事案の迅速かつ適切な処理を図るため、その審査基準を下記のとおり定めたので公示する。

平成29年9月1日

東北運輸局長 尾 関 良 夫

記

1. 一般乗用旅客自動車運送事業の許可（道路運送法（昭和26年法律第183号、以下「法」という。第4条第1項）

（1）営業区域

- ① 道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号、以下「施行規則」という。）第5条に基づき東北運輸局長が定める営業区域は、別表のとおりとする。
- ② 営業区域に営業所を、設置するものであること。

（2）営業所

配置する事業用自動車に係る運行管理及び利用者への営業上の対応を行う事務所であって、次の各事項に適合するものであること。

- ① 営業区域内にあること。
なお、複数の営業区域を有するものにあつては、それぞれの営業区域内にあること。
- ② 事業計画を的確に遂行するに足る規模のものであること。
- ③ 申請者が、土地、建物について1年以上の使用権原を有するものであること。
なお、自己所有の場合は登記簿謄本、借用の場合は契約期間が概ね1年以上の賃貸借契約書の提示又は写しの提出をもって使用権原を有するものとする。
また、賃貸借契約期間が1年未満であっても、契約期間満了時に自動的に当該契約が更新されるものと認められる場合も1年以上の使用権原を有するものとする。
- ④ 建築基準法（昭和25年法律第201号）、都市計画法（昭和43年法律第10

0号)、消防法(昭和23年法律第186号)、農地法(昭和27年法律第229号)等関係法令の規定に抵触しないものであり、その旨の宣誓書の提出があること。

(3) 事業用自動車

- ① 申請者が使用権原を有するものであること。
- ② 購入する場合にあっては、購入に係る契約書(許可を前提とする仮契約書又は購入を前提とする見積書を含む。)の提示又は写しの提出をもって使用権原を有するものとする。
- ③ リース車両については、リース契約期間が概ね1年以上であることとし、当該契約に係る契約書(許可を前提とする仮契約書又は契約を前提とする見積書を含む。)の提示又は写しの提出をもって使用権原を有するものとする。

(4) 最低車両数

- ① 申請する営業区域において、次の区分ごとに示す車両数以上の事業用自動車を配置するものであること。

(i) 人口50万人以上の都市を含む営業区域	10両
(ii) 人口1万人以上の市町村を含む営業区域	5両
(iii) (i)・(ii)以外の営業区域	2両
- ② ①の車両数については、同一営業区域内に複数の営業所を設置する場合にあっては、当該複数の営業所に配置する車両数を合算できるものとするが、いずれの営業所においても5両以上の事業用自動車を配置するものであること。ただし、最低車両数が5両未満の営業区域の場合はその車両数以上とする。
- ③ ①(ii)の車両数について、「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(平成21年法律第64号)」第3条で指定された特定地域又は第3条の2で指定された準特定地域以外の地域において、市町村が設置する地域公共交通会議等で協議が調った場合は、これらの基準によらず、当該市町村に限り、最低車両数を2両以上とすることができる。
- ④ ①について、これらの基準により難しく、これによらないことができるものとして東北運輸局長が認める場合を次の(i)~(iv)とする。

(i) 一般乗用旅客自動車運送事業者の営業所が存在しない島しょ部

本州との間を連絡する道路が整備されていない島しょ部であって、その島しょ部内に一般乗用旅客自動車運送事業者の営業所が存在しないものについては、その島しょ部外において一般乗用旅客自動車運送事業の営業を行わない旨を示して、一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者の申請があった場合には、最低車両数の基準を1両とする。

なお、本取扱いによる一般乗用旅客自動車運送事業の許可の際には、以下の条件を付すこととする。

(1) 業務の範囲は、「島しょ部外において一般乗用旅客自動車運送事業の営業を行ってはならない。」こととする。

(2) 車体には「〇〇島（島しょ部名）限定」の表示をすること。

(ii) 一般乗用旅客自動車運送事業者の営業所が存在しない市町村（平成16年4月1日以降に市町村合併があった場合には当該市町村合併前の旧市町村単位で営業所が存在しない場合を含むことができるものとする。以下同じ）

一般乗用旅客自動車運送事業者の営業所が存在しない市町村については、発地及び着地のいずれもがその市町村の区域外に存する旅客の運送をしない旨を示して、一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者の申請があった場合には、最低車両数の基準を1両とする。

なお、本取扱いにより一般乗用旅客自動車運送事業の許可の際には、以下の条件を付すこととする。

(1) 業務の範囲は、「発地及び着地のいずれもが営業所が存在する市町村の区域外に存する旅客の運送をしてはならない。」こととする。

(2) 車体には「〇〇市（市町村名）限定」の表示をすること。

(iii) 交通空白地域が発生するおそれがある市町村（平成16年4月1日以降に市町村合併があった場合には当該市町村合併前の旧市町村単位で交通空白地域が発生するおそれがある場合を含むことができるものとする。以下同じ）

交通空白地域が発生するおそれがあるとして地方公共団体から東北運輸局長に要請のある市町村においては、発地及び着地のいずれもがその市町村の区域外に存する旅客の運送をしない旨を示して、一般乗用旅客自動車運送事業者又は一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者から申請があり、以下の(ア)、

(イ)のいずれにも該当する場合は、当該申請者に対し以下(1)、(2)の条件を付し最低車両数の基準を1両とする。

(ア) 営業区域内で申請者の営業所と概ね同一エリアで営業している全ての事業者から当該地域の需要に対応できないことが書面により示された場合

(イ) 交通空白地域が発生するおそれがある市町村から東北運輸局長に対し、申請者の事業開始又は事業継続について文書による要請があること。

(1) 業務の範囲は、「発地及び着地のいずれもが営業所が存在する市町村の区域外に存する旅客の運送をしてはならない。」こととする。

(2) 車体には「〇〇市（市町村名）限定」の表示をすること。

(iv) 一般乗用旅客自動車運送事業者の営業所が存在しない営業区域

1. ～3. に定める場合を除き、その区域内に一般乗用旅客自動車運送事業者の営業所が存在しない営業区域の最低車両数の基準を1両とする。

⑤ ①の車両の種別は、一般の需要に応じることができない車椅子専用車両等は含めないものとする。

(5) 自動車車庫

① 原則として、営業所に併設するものであること。ただし、併設できない場合は、遠隔点呼が行われる自動車車庫を除き、営業所から直線で2キロメートルの範囲内

にあつて、運行管理をはじめとする管理が十分可能であること。

なお、管理については、運行管理のほか、事業用自動車の車内の掲示、点検整備、応急用器具等の備付け等の管理であつて、事業計画に照らし個別に判断することとする。

- ② 1 営業所に対して著しく多くの自動車車庫を設置する等、不自然な形態での事業用自動車の分散配置でないこと。ただし、遠隔点呼が行われる場合を除く。
- ③ 営業所に配置する事業用自動車の全てを確実に収容できるものであること。
- ④ 原則として他の用途に使用される部分と明確に区画されているものであること。ただし、自動車車庫を使用しない時間帯において他の用途として使用することができるほか、他の施設の駐車場として供用されている土地を自動車車庫として使用できる。
- ⑤ 申請者が、土地、建物について1年以上の使用権原を有するものであること。
なお、自己所有の場合は登記簿謄本、借用の場合は契約期間が概ね1年以上の賃貸借契約書の提示又は写しの提出をもって使用権原を有するものとする。
また、賃貸借契約期間が1年未満であっても、契約期間満了時に自動的に当該契約が更新されるものと認められる場合も1年以上の使用権原を有するものとする。
- ⑥ 建築基準法、都市計画法、消防法、農地法等関係法令の規定に抵触しないものであり、その旨の宣誓書の提出があること。
- ⑦ 事業用自動車の点検、整備（自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号）第6条に規定する調整）及び清掃のための施設が設けられていること。
- ⑧ 事業用自動車の出入りに支障がない構造であり、前面道路が車両制限令（昭和36年政令第265号）の規定に抵触しないものであること。また、前面道路が私道の場合にあつては、当該私道の通行に係る使用権原を有する者の承認があり、かつ、当該私道に接続する公道が車両制限令の規定に抵触しないものであること。
車両制限令の抵触の有無については、道路管理者からの証明書を求め確認することとする。ただし、国道の場合はこの限りでない。

(6) 休憩、仮眠又は睡眠のための施設

- ① 事業計画を的確に遂行するに足る規模を有し、適切な設備を有するものであること。
なお、休憩、仮眠又は睡眠のための施設を使用しない時間帯において他の用途として使用することができるほか、他に供用されている施設を休憩、仮眠又は睡眠のための施設として使用できる。
- ② 他の用途に使用される部分と明確に区画されていること。
- ③ 事業計画に照らし運転者及び特定自動運行保安員が常時使用することができるものであること。
- ④ 申請者が、土地、建物について1年以上の使用権原を有するものであること。
なお、自己所有の場合は登記簿謄本、借用の場合は契約期間が概ね1年以上の賃貸借契約書の提示又は写しの提出をもって使用権原を有するものとする。

また、賃貸借契約期間が1年未満であっても、契約期間満了時に自動的に当該契約が更新されるものと認められる場合も1年以上の使用権原を有するものとする。

- ⑤ 建築基準法、都市計画法、消防法、農地法等関係法令の規定に抵触しないものであり、その旨の宣誓書の提出があること。

(7) 自動運行旅客運送を行う場合の取扱い

道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第31条の2の2の規定に基づき国土交通大臣又はその委任を受けた地方運輸局長から交付された走行環境条件付与書の写しが添付されていること。

(8) 特定自動運行旅客運送を行う場合の取扱い

- ① 道路運送法施行規則第6条第1項第9号に規定する特定自動運行旅客運送に係る道路交通法第75条の12第2項に規定する申請書の写しその他の同条第1項の許可の見込みに関する書類が添付されていること。
- ② 旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第15条の2に規定する特定自動運行保安員の選任数及びその考え方並びに配置場所が明示された書面を提出させ、事業計画を遂行するにあたり輸送の安全の観点から個別に判断する。
- ③ 特定自動運行保安員が乗務しない場合にあつては、旅客自動車運送事業運輸規則第15条の2第2項第2号イに定める装置を当該特定自動運行旅客運送の用に供する事業用自動車に備えていることを証する書類が添付されていること。

(9) 管理運営体制

- ① 法人にあつては、当該法人の役員のうち1名以上が専従するものであり、かつ、専従する役員のうち1名は、(12)①の法令試験に合格した者であること。
- ② 営業所ごとに、運輸規則第47条の9に規定する要件を満たす常勤の運行管理者を確保する管理計画があること。この場合において、運輸規則第22条第1項に基づき東北運輸局長が指定する地域において法第23条の2第1項第2号の規定により運行管理者資格者証の交付を受けた者を運行管理者として選任する場合には、申請に係る営業区域において5年以上の実務経験を有するものであり、これを職務経歴書等の提出により確認できるものであること。
- ③ 運行管理を行う体制及び運行管理を担当する役員等運行管理に関する指揮命令系統が明確であること。

また、複数の運行管理者を選任する営業所にあつては、運行管理者の業務を統括する運行管理者が運行管理規程により明確化されていることを含め、運行管理責任が分散しないような指揮命令系統を有するものであること。

- ④ 自動車車庫を営業所に併設できない場合は、自動車車庫と営業所との連絡網が規定されている等、常時密接な連絡をとれる体制が整備されているとともに、原則として、対面による点呼等が確実に実施される体制が確立されていること。

- ⑤ 事故防止についての教育及び指導体制を整え、かつ、事故の処理及び自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）に基づく報告等の責任体制その他緊急時の連絡体制及び協力体制が明確に整備されていること。
- ⑥ 上記②～⑤の事項等を明記した運行管理規程が定められていること。
- ⑦ 運転者として選任しようとする者に対し、運輸規則第36条第2項に定める指導を行うことができる体制が確立されていること。
- ⑧ 運転者に対して行う営業区域内の地理及び利用者等に対する応接に関する指導監督に係る指導要領が定められているとともに、当該指導監督を総括処理する指導主任者が選任されていること。
- ⑨ 整備管理を行う体制が整備されていること（事業用車両が5両以上の場合には、原則として、常勤の有資格の整備管理者の選任計画があること。ただし、一定の要件を満たすグループ企業（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び第4号に定める子会社及び親会社の関係にある企業及び同一の親会社を持つ子会社をいう。）に整備管理者を外部委託する場合は、事業用自動車の運行の可否の決定等整備管理に関する業務が確実に実施される体制が確立されていること。）。
- ⑩ 運輸規則第3条（苦情処理）に規定するところにより、利用者等からの苦情を処理する体制が確立されていること。

（10）運転者

- ① 事業計画を遂行するに足る員数の有資格の運転者を常時選任する計画があること。
- ② 道路運送法施行規則第6条第1項第9号に規定する特定自動運行旅客運送を行う場合にあっては、事業計画を遂行するに足る員数の運輸規則第15条の2に規定する特定自動運行保安員を常時選任する計画があること。
- ③ これらの場合、適切な乗務割、労働時間、給与体系を前提としたものであって、労働関係法令の規定に抵触するものでないこと。
- ④ 運転者及び特定自動運行保安員は、運輸規則第36条第1項各号に該当する者ではないこと。
- ⑤ 定時制乗務員を選任する場合には、適切な就業規則を定め、適切な乗務割による乗務日時の決定等が、適切になされるものであること。

（11）資金計画

- ① 所要資金の見積りが適切であり、かつ、資金計画が合理的で確実なものであること。

なお、所要資金は次の（i）～（vii）の合計額とし、各費用ごとに以下に示すところにより計算されているものであること。

- （i）車両費 取得価格（未払金を含む）又はリースの場合は1年分の賃借料等
- （ii）土地費 取得価格（未払金を含む）又は1年分の賃借料、敷金等
- （iii）建物費 取得価格（未払金を含む）又は1年分の賃借料、敷金等

- (iv) 機械器具及び什器備品 取得価格（未払金を含む）
 - (v) 運転資金 人件費、燃料油脂費、修繕費等の2か月分
 - (vi) 保険料等 保険料及び租税公課（1年分）
 - (vii) その他 創業費等開業に要する費用（全額）
- ② 所要資金の50%以上、かつ、事業開始当初に要する資金の100%以上の自己資金が、申請日以降常時確保されていること。
- なお、事業開始当初に要する資金は、次の(i)～(iii)の合計額とする。
- (i) ① (i)に係る頭金及び2か月分の分割支払金、又は、リースの場合は2か月分の賃借料等。ただし、一括払いによって取得する場合は、①(i)と同額とする。
 - (ii) ①(ii)及び(iii)に係る頭金及び2か月分の分割支払金、又は、2か月分の賃借料及び敷金等。ただし、一括払いによって取得する場合は、①(ii)及び(iii)と同額とする。
 - (iii) ①(iv)～(vii)に係る合計額
- ③ 施行規則第6条第1項第2号に規定する添付書類は、別紙様式を例とする。
- なお、自己資金には、当該申請事業に係る預貯金のほか預貯金以外の流動資産を含めることができるとし、以下により確認するものとする。
- (i) 預貯金額については、申請日時点及び処分までの適宜の時点の残高証明書等の提示又は写しの提出により確認することとする。
 - (ii) 預貯金以外の流動資産額については、申請日時点の見込み貸借対照表等の提出により確認することとする。
- ④ その他施行規則第6条第1項第8号から第11号に規定する添付書類を基本として審査することとする。

(12) 法令遵守

- ① 申請者又は申請者が法人である場合にあってはその法人の業務を執行する常勤の役員のうち1名が、一般乗用旅客自動車運送事業の遂行に必要な法令の知識を有するものであること。
- なお、法令の知識については、別に定める法令試験によって判断するものとする。
- ② 健康保険法、厚生年金法、労働者災害補償保険法、雇用保険法（以下「社会保険等」という。）に基づく社会保険等加入義務者が社会保険等に参加すること。
- ③ 申請者又は申請者が法人である場合にあってはその法人の業務を執行する常勤の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下同じ。）（以下「申請者等」という。）が、次の(i)～(x)の全てに該当する等、法令遵守の点で問題のないこと。
- (i) 法、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）、タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）等の違反により、申請日前3ヶ月間及び申請日以降に50日

車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該処分を受けた法人の業務を執行する常勤の役員として在任していた者を含む。）ではないこと。

- (ii) 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により、申請日前6ヶ月間及び申請日以降に50日車を超え190日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該処分を受けた法人の業務を執行する常勤の役員として在任していた者を含む。）ではないこと。
- (iii) 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により、申請日前1年間及び申請日以降に190日車を超える輸送施設の使用停止処分以上又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該処分を受けた法人の業務を執行する常勤の役員として在任していた者を含む。）ではないこと。
- (iv) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号)の違反により、申請日前2年間及び申請日以降に営業の停止命令、認定の取消し又は営業の廃止命令の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該処分を受けた法人の業務を執行する常勤の役員として在任していた者を含む。）ではないこと。
- (v) 申請者等が、一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業の許可の取消しを受けた事業者において当該取消処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に運行管理者であった者であって、申請日前5年間に法第23条の3の規定による運行管理者資格者証の返納を命じられた者ではないこと。
- (vi) 法、貨物自動車運送事業法及びタクシー業務適正化特別措置法等の違反により、輸送の安全の確保、公衆の利便を阻害する行為の禁止、公共の福祉を阻害している事実等に対し改善命令を受けた場合にあつては、申請日前に当該命令された事項が改善されていること。
- (vii) 申請日前1年間及び申請日以降に自らの責に帰する重大事故を発生させていないこと。
- (viii) 申請日前1年間及び申請日以降に特に悪質と認められる道路交通法(昭和35年法律第105号)の違反(酒酔い運転、酒気帯び運転、過労運転、薬物等使用運転、無免許運転、無車検（無保険）運行及び救護義務違反（ひき逃げ）等)がないこと。
- (ix) 旅客自動車運送事業等報告規則(昭和39年運輸省令第21号)、貨物自動車

運送事業報告規則(平成2年運輸省令第33号)及び自動車事故報告規則に基づく各種報告書の提出を適切に行っていること。

(x) 申請日前1年間及び申請日以降に放置行為、最高速度違反行為又は過労運転により道路交通法第75条の2第1項に基づく公安委員会からの自動車使用制限命令を受けた者でないこと。

(13) 損害賠償能力

旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示(平成17年国土交通省告示第503号、以下「告示」という。)で定める基準に適合する任意保険又は共済に計画車両の全てが加入する計画があること。

(14) 適用等

- ① 要介護者等を輸送するサービスに限る事業については、事業の特性を踏まえ、(1)及び(4)について弾力的に取り扱うこととし、許可に際しては、業務の範囲を当該事業に限定する旨の条件を付すこととする。
- ② 許可にあたっては、許可後1年以内に事業を開始することの条件を付すこととする。
- ③ 運輸開始までに社会保険等加入義務者が社会保険等に加入する旨の条件を付すこととする。

(15) 申請時期等

① 申請時期

申請は、随時受け付けるものとする。ただし、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第3条第1項に基づく特定地域に指定されている地域を営業区域とする申請((12)①により業務の範囲を限定する旨の条件を付して許可することとなる申請を除く。)の受け付けは行わないこととする。

② 処分時期

処分は、原則として随時行うこととする。ただし、標準処理期間を考慮した上で一定の処分時期を別途定めることができることとする。

2. 一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者による一般乗用旅客自動車運送事業の許可の取扱い及び運行管理者の選任

一般貨物自動車運送事業者又特定貨物自動車運送事業者(以下「貨物事業者」という。)が一般貨物自動車運送事業又特定貨物自動車運送事業の用に供する事業用自動車(以下「貨物車両」という。)を用いて一般乗用旅客自動車運送事業を行う場合における一般乗用旅客自動車運送事業の許可の取扱い及び運行管理者の選任については、以下に定めるところにより行うものとし、以下に定めのない事項については、1.

及び「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」（平成14年1月20日付け国自総第446号、国自旅第161号、国自整第149号）に基づき審査を行うこととする。

(1) 許可の取扱い

① 最低車両台数

一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する貨物車両を含めて、一般貨物自動車運送事業又特定貨物自動車運送事業（以下「貨物事業」という。）の許可に係る最低車両台数を満たせば足りることとする。この場合、一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する貨物車両は、タクシー業務適正化特別措置法(昭和45年法律第75号)第2条第1項に規定する「タクシー」に含まれることに留意すること。

② 損害賠償能力

(i) 自動車損害賠償責任保険又は自動車損害賠償責任共済については、貨物車両の大きさ等に応じて、自動車損害賠償責任保険基準料率で定める車種の区分のうち、普通貨物自動車（営業用）又は小型貨物自動車（営業用）に加入していれば足りるものとする。

(ii) 一般自動車損害保険（任意保険）又は共済については、告示で定める基準に適合する任意保険又は共済に計画車両全てに加入する計画があること。

③ 車種区分

原則として、乗車定員に応じて特定大型車又は普通車のいずれかに区分することとする。

④ 許可に付す条件

(i) 運送を行う区域

旅客運送（貨物運送を同時に行う場合を含む。）を行う区域は、発地又は着地が一般乗用旅客自動車運送事業に係る営業区域内であり、かつ、過疎地域（過疎地域は別表のとおりとする。）又は⑤による協議が調った区域内とすること。

(ii) 貨物運送との関係

以下の点に留意して旅客運送及び貨物運送を行うこと。

(ア) 旅客が乗車するスペース及び当該旅客の手荷物を載せるスペースが確保されていること。

(イ) 旅客及び貨物のそれぞれの運送スケジュールに支障がないこと。

(ウ) 旅客及び貨物のそれぞれの運送に見合う適切な運賃となるように配慮すること。

(エ) 旅客と貨物を同時に運送する場合は、貨物専用のスペースを設ける等、貨物の荷崩れ等による車内事故等の発生及び旅客による貨物の破損並びに貨物に係る個人情報の流出を防止する措置を講ずること。

(オ) 運輸規則第52条各号に掲げる物品（同条ただし書の規定によるものを除く。）を旅客と同時に運送しないこと。

(iii) 旅客運送に用いることができる車両

旅客運送に用いることができる車両は、貨物車両であって、「法人タクシー事業者の申請に対する処理方針（平成13年8月29日国自旅第72号）」に基づき届出のあったものに限ること。

(iv) 輸送の安全確保

法をはじめ、一般乗用旅客自動車運送事業者が遵守すべき関係法令を遵守すること。特に、乗車のために設備された場所以外の場所に旅客を乗車させない、事故等の際に旅客の保護に万全を期す等の安全確保措置を講ずること。

(v) 貨物事業の廃止又は休止

貨物事業を廃止した場合は一般乗用旅客自動車運送事業を廃止し、貨物事業を休止した場合は一般乗用旅客自動車運送事業を廃止又は休止すること。

(vi) 運送の申込み

営業所に対して運送の申込みがあった運送の引受けに限ること。

⑤ 関係者による協議

旅客運送を行う区域を、発地又は着地が過疎地域とする場合にあっては、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年5月25日法律第59号）第6条に規定する協議会又は施行規則第9条の2に規定する地域公共交通会議に対する参加要請があった場合には、これに応じること。旅客運送を行う区域を、発地及び着地が過疎地域以外の区域とする場合にあっては、以下に掲げる者による協議が調っていること。この場合において、当該区域を管轄する運輸局等は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の規定に違反する行為が行われることのないよう、助言するものとする。

(ア) 一般乗用旅客自動車運送事業に係る営業区域をその区域に含む全ての市町村

(イ) 地域の交通網の維持の観点から一般乗用旅客自動車運送事業者（一般乗用旅客自動車運送事業者が組織する団体、運転者が組織する団体を含む。）及び旅客をそれぞれ代表する者

(ウ) 地域の物流網の維持の観点から貨物自動車運送事業者及び荷主をそれぞれ代表する者

⑥ 許可の期限

許可の期限は当該許可の日から起算して2年を経過する日とする。

(2) 運行管理者の選任

営業所ごとに、当該営業所が運行を管理する貨物車両数に応じて、貨物自動車運送事業法第18条に規定する運行管理者を選任しなければならない。加えて、一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する貨物車両の車両数に応じて、法第23条に規定する運行管理者を選任しなければならない。

なお、貨物自動車運送事業法第19条第1項の資格者証及び運輸規則第47条の9第1項の表第3欄に掲げる資格者証の種類のうち、旅客自動車運送事業運行管理者資格者証又は一般乗用旅客自動車運送事業運行管理者資格者証を併せて有する者を選任する場合は、当該営業所において貨物自動車運送事業法第18条に規定する

運行管理者と、法第23条に規定する運行管理者を兼務させることができる。

3. 事業計画の変更の認可（法第15条第1項）

(1) 1. (1)～(11)・(13)～(15)((14)③を除く。)の定めるところに準じて審査する。

(2) 事業規模の拡大となる申請（営業区域の拡大並びに自動車車庫の新設、位置の変更（収容能力の拡大を伴うものに限る。）及び収容能力の拡大並びに自動車車庫の収容能力の増加を要する事業用自動車の数の変更に係るもの）については、申請者等が、次の①～⑩の全てに該当する等法令遵守の点で問題のないこと。

① 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により、申請日前3ヶ月間及び申請日以降に50日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該処分を受けた法人の業務を執行する常勤の役員として在任していた者を含む。）ではないこと。

ただし、事業規模の拡大に係る営業区域外で受けた自動車等の使用停止以上の処分であって、以下に掲げるものを除く。

(i) 運転者等の道路交通法の違反による処分（東北運輸局長が定める処分基準の初犯又は初回欄の適用がある場合に限る。）

(ii) 申請日前3ヶ月間及び申請日以降に東北運輸局長が定める処分基準において20日車未満の自動車等の使用停止処分を行うべきものとされている法令違反に係るもの

（処分日車数が20日車未満に軽減された場合を含み、加重により20日車以上となった場合を除く。）

② 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により、申請日前6ヶ月間及び申請日以降に50日車を超え190日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該処分を受けた法人の業務を執行する常勤の役員として在任していた者を含む。）ではないこと。

ただし、事業規模の拡大に係る営業区域外で受けた自動車等の使用停止以上の処分であって、以下に掲げるものを除く。

(i) 運転者等の道路交通法の違反による処分（東北運輸局長が定める処分基準の初犯又は初回欄の適用がある場合に限る。）

(ii) 申請日前6ヶ月間及び申請日以降に東北運輸局長が定める処分基準において20日車未満の自動車等の使用停止処分を行うべきものとされている法令違反

に係るもの

(処分日車数が20日車未満に軽減された場合を含み、加重により20日車以上となった場合を除く。)

- ③ 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により、申請日前1年間及び申請日以降に190日車を超える輸送施設の使用停止処分以上又は使用制限(禁止)の処分を受けた者(当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該処分を受けた法人の業務を執行する常勤の役員として在任していた者を含む。)ではないこと。

ただし、事業規模の拡大に係る営業区域外で受けた自動車等の使用停止以上の処分であって、以下に掲げるものを除く。

(i) 運転者等の道路交通法の違反による処分(東北運輸局長が定める処分基準の初犯又は初回欄の適用がある場合に限る。)

(ii) 申請日前1年間及び申請日以降に東北運輸局長が定める処分基準において20日車未満の自動車等の使用停止処分を行うべきものとされている法令違反に係るもの

(処分日車数が20日車未満に軽減された場合を含み、加重により20日車以上となった場合を除く。)

- ④ 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の違反により、申請日前2年間及び申請日以降に営業の停止命令、認定の取消し又は営業の廃止命令の処分を受けた者(当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該処分を受けた法人の業務を執行する常勤の役員として在任していた者を含む。)ではないこと。
- ⑤ 申請者等が、一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業の許可の取消しを受けた事業者において当該取消処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に運行管理者であった者であって、申請日前5年間に法第23条の3の規定による運行管理者資格者証の返納を命じられた者ではないこと。
- ⑥ 法、貨物自動車運送事業法及びタクシー業務適正化特別措置法等の違反により、輸送の安全の確保、公衆の利便を阻害する行為の禁止、公共の福祉を阻害している事実等に対し改善命令を受けた場合にあっては、申請日前に当該命令された事項が改善されていること。
- ⑦ 申請日前1年間及び申請日以降に自らの責に帰する重大事故を発生させていないこと。
- ⑧ 申請日前1年間及び申請日以降に特に悪質と認められる道路交通法の違反(酒酔い運転、酒気帯び運転、過労運転、薬物等使用運転、無免許運転、無車検(無保険)運行及び救護義務違反(ひき逃げ)等)がないこと。
- ⑨ 旅客自動車運送事業等報告規則、貨物自動車運送事業報告規則及び自動車事故報告規則に基づく各種報告書の提出を適切に行っていること。

⑩ 申請日前1年間及び申請日以降に放置行為、最高速度違反行為又は過労運転により道路交通法第75条の2第1項に基づく公安委員会からの自動車使用制限命令を受けた者でないこと。

(3) 営業区域の廃止に係る申請は、廃止しようとする営業区域内の全ての営業所及び当該営業所に付随する自動車車庫の廃止の手続き並びに当該営業所に配置する事業用自動車の総数の変更(全ての減車)の手続きを伴うものであること。

(4) 経過措置

平成14年1月31日現在で一般乗用旅客自動車運送事業を行っている者に係る1.(4)・(5)①・(6)①・(13)の基準については、以下のとおり取り扱うこととする。

- ① 同日現在で基準を満たしていなかった営業所(その後基準を満たしたものを除く。)については、1.(4)は適用しない。
- ② 同日現在で基準を満たしていなかった自動車車庫(その後基準を満たしたものを除く。)については、1.(5)①は適用しない。
- ③ 同日現在で基準を満たしていなかった休憩、仮眠又は睡眠のための施設(その後基準を満たしたものを除く。)については、1.(6)①は適用しない。
- ④ 同日現在で損害賠償能力の基準を満たしていなかったもの(その後基準を満たしたものを除く。)については、同日現在の営業区域内の車両に限り、当分の間、1.(13)は適用しない。

4. 事業の譲渡譲受の認可(法第36条第1項)

(1) 事業を譲り受けようとする者について、1.(1)～(15)(譲受人が法人タクシー事業者(以下「既存事業者」という。)の場合にあっては、1.(1)～(11)・(13)～(15)及び上記3.(2))の定めるところに準じて審査することとする。

(2) 1.(15)①のただし書きについては、適用しない。

(3) 3.(4)の経過措置(①を除く。)を準用するものとする。

(4) 事業の全部を譲渡譲受の対象とするものであること。ただし、「タクシー事業に係る事業の分割譲渡の取扱いについて」(平成10年12月17日付け自旅第198号)において認められている場合において分割譲渡が行われる場合は、この限りでない。

5. 合併、分割又は相続の認可(法第36条第2項又は法第37条第1項)

(1) 合併又は分割後において存続する事業者若しくは相続人について、1.(1)～

(13) (合併又は分割後において存続する事業者若しくは相続人が既存事業者の場合にあっては、1. (1)～(9)・(11)～(13)及び上記3. (2))の定めるところに準じて審査することとする。

(2) 1. (13)①のただし書きについては、適用しない。

(3) 3. (4)の経過措置(①を除く。)を準用するものとする。

(4) 分割の認可については、分割後において存続する事業者が1. (4)を満たさない申請は、認可しないこととする。

(5) 分割の認可については、商法等の一部を改正する法律(平成12年法律第90号)附則第5条及び会社の分割に伴う労働契約の承継等に関する法律(平成12年法律第103号)に基づき、会社の分割に伴う労働契約の承継等が行われているものであること。

なお、労働契約の承継等については、当該法律に基づく客観的な資料の提出があること。

(6) 事業の一部の分割の認可については、設立会社等が次のいずれかに該当するものであること。

① 既存事業者であること。

② 分割会社の50%を超える出資による子会社であること。

6. 事業の管理の受委託の許可(法第35条第1項)

令和7年3月31日付け国自安第207号・国自旅第352号・国自整第271号に定めるところによる。

7. 運送約款の認可(法第11条第1項)

(1) 公衆の正当な利益を害するおそれがないものであること。

(2) 施行規則第12条各号に掲げる事項が明確に定められていること。

8. 運賃及び料金の認可(法第9条の3第1項)

別に定めるところにより行うものとする。

9. 許可又は認可に付した条件の変更等

(1) 上記1.～5.の許可又は認可に付した条件又は期限について、変更若しくは解除又は期限の延長を行う場合には、上記1.～5.の定めによることにより審査することとする。

- (2) 1. (14) ①に基づき付した業務の範囲を一定の事業等に限定する旨の条件の解除は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第3条第1項に基づく特定地域に指定された地域では行わない。

10. 挙証等

- (1) 申請内容について、客観的な挙証があり、かつ、合理的な陳述がなされるものであること。
- (2) 挙証等のために必要最小限の範囲で図面その他の資料の提出を求めることとする。
- (3) 挙証書類の提示又は写しの提出の時期は、別途通知するものとする。
- (4) 申請内容確認のため、必要に応じヒアリングを実施するものとする。

附 則

1. 本処理方針は、平成29年9月1日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。
2. 「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）の許可申請事案の審査基準について」（平成13年12月25日公示第68号）及び「一般乗用旅客自動車運送事業の事業計画変更認可申請等事案の審査基準について」（平成14年1月21日公示第95号）は平成29年8月31日限りで廃止する。
3. 事案の処理に際しては本公示によるほか、申請窓口に備え置く国土交通省通達「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）の申請に対する処理方針についての細部取扱いについて」（平成13年9月27日付け国自旅第89号）の定めによるものとする。

附 則（平成30年3月9日公示第93号）

1. この公示は、平成30年4月1日以降に申請を受け付けたものから適用するものとし、それ以前はなお従前の例による。

附 則（令和元年9月27日公示第45号）

1. 本公示は、令和元年10月1日以降の申請から適用する。

附 則（令和2年9月14日公示第37号）

1. 本公示は、令和2年9月14日以降の申請から適用する。

附 則（令和４年３月１６日公示第１１２号）

1. 本公示は、令和４年４月１日以降の申請から適用する。

附 則（令和５年６月２７日 公示第４１号）

1. 本処理方針は、令和５年６月３０日以降に申請又は届出を受け付けたものから適用するものとする。
2. 本処理方針の施行の際現に行われている申請に係る許可の取扱いについては、なお従前の例による。
3. 本処理方針の施行後、本処理方針の規定に基づく関係者による協議において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の規定に違反する恐れがある事実を把握した場合には、速やかに規定の見直し等の必要な措置を講じることとする。

附 則（令和５年１１月２９日公示第１１１号）

1. 本公示は、令和５年１１月２９日以降の申請から適用する。

附 則（令和６年７月３１日公示第３５号）

1. 本公示は、令和６年７月３１日以降の申請から適用する。

附 則（令和７年４月１日公示第５号）

1. 本公示は、令和７年４月１日以降の申請から適用する。

別表（青森県）

県別	営業区域	車両数
青森県	(1) 青森交通圏 （青森市（ただし、平成17年4月1日に合併された旧南津軽郡浪岡町の区域を除く）、東津軽郡平内町、蓬田村）	5両以上
	(2) 八戸交通圏 （八戸市、上北郡おいらせ町、三戸郡階上町、五戸町（ただし、平成16年7月1日に編入された旧三戸郡倉石村の区域を除く）、南部町（ただし、平成18年1月1日に合併された旧三戸郡名川町、福地村の区域に限る））	
	(3) 弘前交通圏 （弘前市、中津軽郡西目屋村）	
	(4) 五所川原交通圏 （五所川原市、つがる市（ただし、平成17年2月11日に合併された旧西津軽郡柏村の区域に限る）、北津軽郡中泊町、板柳町、鶴田町）	
	(5) 十和田交通圏 （十和田市）	
	(6) むつ交通圏 （むつ市（ただし、平成17年3月14日に編入された旧下北郡川内町、大畑町、脇野沢村の区域を除く）、下北郡東通村）	
	(7) 黒石市	
	(8) 三沢市	
	(9) 西津軽郡 （つがる市（ただし、平成17年2月11日に合併された旧西津軽郡柏村の区域を除く）、鱒ヶ沢町、深浦町）	
	(10) 南津軽郡 （青森市（ただし、平成17年4月1日に合併された旧南津軽郡浪岡町の区域に限る）、平川市、藤崎町、大鰐町、田舎館村）	
	(11) 上北郡 （野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村）	
	(12) 三戸郡 （三戸町、田子町、南部町（ただし、平成18年1月1日に合併された旧三戸郡名川町、福地村の区域を除く）、五戸町（ただし、平成16年7月1日に編入された旧三戸郡倉石村の区域に限る）、新郷村）	2両以上
	(13) 東津軽郡 （外ヶ浜町、今別町）	
	(14) 下北郡 （むつ市（ただし、平成17年3月14日に編入された旧下北郡川内町、大畑町、脇野沢村の区域に限る）、大間町、風間浦村、佐井村）	

別表（岩手県）

県別	営業区域	車両数
岩手県	(1) 盛岡交通圏 （盛岡市（ただし、平成18年1月10日に編入された旧岩手郡玉山村の区域を除く）、滝沢市、紫波郡矢巾町）	5両以上
	(2) 宮古交通圏 （宮古市（ただし、平成17年6月6日に合併された旧下閉伊郡田老町、新里村、平成22年1月1日に編入された旧下閉伊郡川井村の区域を除く）、下閉伊郡山田町）	
	(3) 花巻交通圏 （花巻市）	
	(4) 久慈交通圏 （久慈市、下閉伊郡普代村、九戸郡洋野町、野田村）	
	(5) 遠野交通圏 （遠野市）	
	(6) 一関交通圏 （一関市（ただし、平成17年9月20日に合併された旧東磐井郡大東町、千厩町、東山町、室根村、川崎村及び平成23年9月26日に合併された旧東磐井郡藤沢町の区域を除く）、西磐井郡平泉町）	
	(7) 釜石交通圏 （釜石市、上閉伊郡大槌町）	
	(8) 二戸交通圏 （二戸市、八幡平市、九戸郡軽米町、九戸村、二戸郡一戸町）	
	(9) 大船渡交通圏 （大船渡市、気仙郡住田町）	
	(10) 水沢市 （奥州市（ただし、平成18年2月20日に合併された旧水沢市の区域に限る））	
	(11) 北上市	
	(12) 陸前高田市	
	(13) 江刺市 （奥州市（ただし、平成18年2月20日に合併された旧江刺市の区域に限る））	
	(14) 岩手郡 （盛岡市（ただし、平成18年1月10日に編入された旧岩手郡玉山村の区域に限る）、八幡平市、雫石町、葛巻町、岩手町）	
	(15) 紫波郡 （紫波町）	
	(16) 胆沢郡 （奥州市（ただし、平成18年2月20日に合併された旧胆沢郡前沢町、胆沢町、衣川村の区域に限る）、金ヶ崎町）	
	(17) 東磐井郡 （一関市（ただし、平成17年9月20日に合併された旧東磐井郡大東町、千厩町、東山町、室根村、川崎村及び平成23年9月26日に合併された旧東磐井郡藤沢町の区域に限る））	
	(18) 下閉伊郡 （宮古市（ただし、平成17年6月6日に合併された旧下閉伊郡田老町、新里村、平成22年1月1日に編入された旧下閉伊郡川井村の区域に限る）、岩泉町、田野畑村）	2両以上
	(19) 和賀郡 （西和賀町）	

別表（宮城県）

県別	営業区域	車両数
宮 城 県	(1) 仙台市	10両以上
	(2) 塩竈交通圏（塩竈市、宮城郡七ヶ浜町）	5両以上
	(3) 気仙沼交通圏（気仙沼市（ただし、平成21年9月1日に編入された旧本吉郡本吉町の区域を除く））	
	(4) 石巻市（ただし、平成17年4月1日に合併された旧桃生郡河北町、雄勝町、河南町、桃生町、北上町、旧牡鹿郡牡鹿町の区域を除く）	
	(5) 古川市（大崎市（ただし、平成18年3月31日に合併された旧古川市の区域に限る））	
	(6) 白石市	
	(7) 名取市	
	(8) 角田市	
	(9) 多賀城市	
	(10) 岩沼市	
	(11) 刈田郡（蔵王町、七ヶ宿町）	
	(12) 柴田郡（大河原町、村田町、柴田町、川崎町）	
	(13) 伊具郡（丸森町）	
	(14) 亶理郡（山元町、亶理町）	
	(15) 宮城郡（松島町、利府町）	
	(16) 黒川郡（富谷市、大和町、大郷町、大衡村）	
	(17) 加美郡（加美町、色麻町）	
	(18) 志田郡（大崎市（ただし、平成18年3月31日に合併された旧志田郡松山町、三本木町、鹿島台町の区域に限る））	
	(19) 玉造郡（大崎市（ただし、平成18年3月31日に合併された旧玉造郡岩出山町、鳴子町の区域に限る））	
	(20) 遠田郡（大崎市（ただし、平成18年3月31日に合併された旧遠田郡田尻町の区域に限る）、涌谷町、美里町）	5両以上
	(21) 栗原郡（栗原市）	
	(22) 登米郡（登米市（ただし、平成17年4月1日に合併された旧本吉郡津山町の区域を除く））	
	(23) 桃生郡（石巻市（ただし、平成17年4月1日に合併された旧桃生郡河北町、雄勝町、河南町、桃生町、北上町の区域に限る）、東松島市）	2両以上
	(24) 牡鹿郡（石巻市（ただし、平成17年4月1日に合併された旧牡鹿郡牡鹿町の区域に限る）、女川町）	
	(25) 本吉郡（気仙沼市（ただし、平成21年9月1日に編入された旧本吉郡本吉町の区域に限る）、登米市（ただし、平成17年4月1日に合併された旧本吉郡津山町の区域に限る）、南三陸町）	

別表（秋田県）

県別	営業区域	車両数
秋 田 県	(1) 秋田交通圏 （秋田市）	5両以上
	(2) 能代市 （ただし、平成18年3月21日に合併された旧山本郡二ツ井町の区域を除く）	
	(3) 横手市 （ただし、平成17年10月1日に合併された旧平鹿郡増田町、平鹿町、雄物川町、大森町、十文字町、山内村、大雄村の区域を除く）	
	(4) 大館市 （ただし、平成17年6月20日に編入された旧北秋田郡比内町、田代町の区域を除く）	
	(5) 本荘市 （由利本荘市（ただし、平成17年3月22日に合併された旧本荘市の区域に限る））	
	(6) 男鹿市	
	(7) 湯沢市 （ただし、平成17年3月22日に合併された旧雄勝郡雄勝町、稲川町、皆瀬村の区域を除く）	
	(8) 大曲市 （大仙市（ただし、平成17年3月22日に合併された旧大曲市の区域に限る））	
	(9) 鹿角市	
	(10) 鹿角郡 （小坂町）	2両以上
	(11) 北秋田郡 （大館市（ただし、平成17年6月20日に編入された旧北秋田郡比内町、田代町の区域に限る）、北秋田市、上小阿仁村）	5両以上
	(12) 山本郡 （能代市（ただし、平成18年3月21日に合併された旧山本郡二ツ井町の区域に限る）、八峰町、三種町、藤里町）	2両以上
	(13) 南秋田郡 （潟上市、井川町、八郎潟町、五城目町、大潟村）	5両以上
	(14) 由利郡 （由利本荘市（ただし、平成17年3月22日に合併された旧由利郡矢島町、岩城町、由利町、西目町、鳥海町、東由利町、大内町の区域に限る）、にかほ市）	
	(15) 仙北郡 （大仙市（ただし、平成17年3月22日に合併された旧仙北郡神岡町、西仙北町、中仙町、協和町、仙北町、太田町、南外村の区域に限る）、仙北市、美郷町）	
	(16) 平鹿郡 （横手市（ただし、平成17年10月1日に合併された旧平鹿郡増田町、平鹿町、雄物川町、大森町、十文字町、山内村、大雄村の区域に限る））	
	(17) 雄勝郡 （湯沢市（ただし、平成17年3月22日に合併された旧雄勝郡雄勝町、稲川町、皆瀬村の区域に限る）、羽後町、東成瀬村）	

別表（山形県）

県別	営業区域	車両数
山形県	(1) 山形交通圏（山形市、上山市、天童市、東村山郡山辺町）	5両以上
	(2) 米沢市	
	(3) 鶴岡市（ただし、平成17年10月1日に合併された旧東田川郡藤島町、羽黒町、櫛引町、朝日村、旧西田川郡温海町の区域を除く）	
	(4) 酒田交通圏（酒田市、遊佐町）	
	(5) 新庄市	
	(6) 寒河江市	
	(7) 村山市	
	(8) 長井市	
	(9) 東根市	
	(10) 尾花沢市	
	(11) 南陽市	
	(12) 北村山郡（大石田町）	2両以上
	(13) 最上郡（最上町、舟形町、真室川町、金山町、大蔵村、戸沢村、鮭川村）	
	(14) 東置賜郡（高畠町、川西町）	5両以上
	(15) 東田川郡（鶴岡市（ただし、平成17年10月1日に合併された旧東田川郡藤島町、羽黒町、櫛引町、朝日村の区域に限る）、庄内町、三川町）	
	(16) 西田川郡（鶴岡市（ただし、平成17年10月1日に合併された旧西田川郡温海町の区域に限る））	2両以上
	(17) 西村山郡A（西川町、朝日町、大江町）	2両以上
	(18) 西村山郡B（河北町）	5両以上
	(19) 東村山郡A（中山町）	
	(20) 西置賜郡A（白鷹町）	
	(21) 西置賜郡B（小国町、飯豊町）	2両以上

別表（福島県）

県別	営業区域	車両数
福 島	(1) 福島交通圏 （福島市、伊達市（ただし、平成18年1月1日に合併された旧伊達郡伊達町、保原町の区域に限る）、伊達郡桑折町、国見町）	5両以上
	(2) 郡山交通圏 （郡山市、本宮市、田村郡三春町、安達郡大玉村）	
	(3) 会津交通圏 （会津若松市、河沼郡湯川村、耶麻郡磐梯町、大沼郡会津美里町）	
	(4) 白河交通圏 （白河市（ただし、平成17年11月7日に合併された旧西白河郡表郷村、東村、大信村の区域を除く）、西白河郡西郷村）	
	(5) 原町交通圏 （南相馬市（ただし、平成18年1月1日に合併された旧相馬郡鹿島町の区域を除く）、相馬郡飯舘村）	
	(6) 喜多方交通圏 （喜多方市（ただし、平成18年1月4日に合併された旧耶麻郡高郷村の区域を除く））	
	(7) 相馬交通圏 （相馬市、南相馬市（ただし、平成18年1月1日に合併された旧相馬郡鹿島町の区域に限る）、相馬郡新地町）	
	(8) 二本松交通圏 （二本松市）	
	(9) いわき市	
	(10) 須賀川市 （ただし、平成17年4月1日に編入された旧岩瀬郡長沼町、岩瀬村の区域を除く）	
福 島 県	(11) 伊達郡 （伊達市（ただし、平成18年1月1日に合併された旧伊達郡梁川町、霊山町、月舘町の区域に限る）、川俣町）	2両以上
	(12) 岩瀬郡 （須賀川市（ただし、平成17年4月1日に編入された旧岩瀬郡長沼町、岩瀬村の区域に限る）、鏡石町、天栄村）	
	(13) 南会津郡 （南会津町、下郷町、只見町、檜枝岐村）	
	(14) 耶麻郡 （猪苗代町、北塩原村）	
	(15) 耶麻・河沼郡 （喜多方市（ただし、平成18年1月4日に合併された旧耶麻郡高郷村の区域に限る）、耶麻郡西会津町、河沼郡会津坂下町、柳津町）	
	(16) 西白河郡 （白河市（ただし、平成17年11月7日に合併された旧西白河郡表郷村、東村、大信村の区域に限る）、矢吹町、泉崎村、中島村）	
	(17) 東白川郡 （棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村）	
	(18) 石川郡 （石川町、浅川町、古殿町、玉川村、平田村）	
	(19) 田村郡 （田村市、小野町）	
	(20) 双葉郡 （広野町、檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村、葛尾村）	
	(22) 大沼郡 （三島町、金山町、昭和村）	

(別表) 過疎地域一覧

都道府県名	郡市名	町村・区域名
青森県	弘前市	旧相馬村の区域
	八戸市	旧南郷村の区域
	十和田市	旧十和田湖町の区域
	むつ市	旧川内町の区域
		旧大畑町の区域
		旧脇野沢村の区域
	平川市	旧碓ヶ関村の区域
	東津軽郡	平内町
		今別町
		蓬田村
		外ヶ浜町
	西津軽郡	鱒ヶ沢町
		深浦町
	中津軽郡	西目屋村
	南津軽郡	大鰐町
	北津軽郡	板柳町
		中泊町
	上北郡	野辺地町
		七戸町
		横浜町
	下北郡	大間町
		東通村
		風間浦村
		佐井村
三戸郡	三戸町	
	五戸町	
	田子町	
	南部町	
	新郷村	
岩手県	花巻市	旧大迫町の区域
		旧東和町の区域
	久慈市	旧山形村の区域
	遠野市	
	陸前高田市	
	二戸市	
	八幡平市	
	奥州市	旧江刺市の区域
	岩手郡	葛巻町
		岩手町
	和賀郡	西和賀町
	気仙郡	住田町
	上閉伊郡	大槌町
	下閉伊郡	山田町
		岩泉町
		田野畑村
		普代村
	九戸郡	軽米町
		野田村
		九戸村
洋野町		
二戸郡	一戸町	

都道府県名	郡市名	町村・区域名
宮城県	石巻市	旧河北町の区域
		旧北上町の区域
		旧牡鹿町の区域
	登米市	旧登米町の区域
		旧東和町の区域
		旧津山町の区域
	大崎市	旧岩出山町の区域
		旧鳴子町の区域
	刈田郡	七ヶ宿町
	伊具郡	丸森町
	亘理郡	山元町
加美郡	加美町	
本吉郡	南三陸町	
秋田県	秋田市	旧河辺町の区域
	男鹿市	
	にかほ市	
	仙北市	
	鹿角郡	小坂町
	北秋田郡	上小阿仁村
	山本郡	藤里町
		三種町
		八峰町
	南秋田郡	五城目町
		八郎潟町
		井川町
	仙北郡	美郷町
雄勝郡	羽後町	
	東成瀬村	
山形県	酒田市	旧八幡町の区域
		旧松山町の区域
		旧平田町の区域
	村山市	
	尾花沢市	
	西村山郡	西川町
		朝日町
		大江町
	北村山郡	大石田町
	最上郡	金山町
		最上町
		舟形町
		真室川町
		大蔵村
		鮭川村
		戸沢村
	東置賜郡	川西町
	西置賜郡	小国町
		白鷹町
飯豊町		
東田川郡	庄内町	
飽海郡	遊佐町	

都道府県名	郡市名	町村・区域名
福島県	二本松市	旧岩代町の区域
		旧東和町の区域
	田村市	旧大越町の区域
		旧都路村の区域
	伊達市	旧霊山町の区域
		旧月舘町の区域
	伊達郡	川俣町
	南会津郡	下郷町
		檜枝岐村
		只見町
		南会津町
	耶麻郡	北塩原村
		西会津町
		磐梯町
	河沼郡	猪苗代町
		会津坂下町
		湯川村
	大沼郡	柳津町
		三島町
		金山町
		昭和村
	東白川郡	会津美里町
		矢祭町
		塙町
	石川郡	鮫川村
		石川町
		平田村
	田村郡	古殿町
		小野町
双葉郡	川内村	
	浪江町	
	葛尾村	
相馬郡	飯舘村	

(別紙様式)

1. 所要資金及び事業開始当初に要する資金の内訳

項目	所要資金額	事業開始当初に要する資金	備 考
車 両 費	(取得価格 (含未払金))	(分割の場合頭金及び2月分の賃借料、 ただし、一括払いの場合左欄と同額)	
	(1年分のリース料)	(2月分のリース料)	
土 地 費	(取得価格 (含未払金))	(分割の場合頭金及び2月分の賃借料、 ただし、一括払いの場合左欄と同額)	
	(1年分の賃貸料)	(2月分の賃貸料)	
建 物 費	(取得価格 (含未払金))	(分割の場合頭金及び2月分の賃借料、 ただし、一括払いの場合左欄と同額)	
	(1年分の賃貸料)	(2月分の賃貸料)	
機械器具 ・ 什器備品	(取得価格 (含未払金))	(左欄と同額)	
運転資金		/	
運送費			
人 件 費	(2月分)		
燃料油脂費	(2月分)		
修 繕 費	(2月分)		
その他経費	(2月分)		
管理経費			
人 件 費	(2月分)		
その他経費	(2月分)		
計			(左欄と同額)
保険料等			/
自賠償保険料	(1年分)		
任意保険料	(1年分)		
自動車重量税	(1年分)		
自動車税	(1年分)		
環境性能割	(全 額)		
登録免許税	(全 額)		
計		(左欄と同額)	
その他創業費等	(全 額)	(左欄と同額)	
合 計			
50%相当額			
自己資金額			

☆ 備考欄には、内訳等を適宜記載する。

2. 資金の調達方法

(1) 法人の場合

項 目	既存法人	設立法人
資 本 金		
剰 余 金 等		
増資資本金		
合 計		

出資者名	出資金額

項 目	申請事業充当額
預 貯 金	
調達資金合計(自己資金)	

(2) 個人の場合

金融機関名	預貯金等の種類	預貯金等の発行番号	申請日現在の預貯金額
合 計 (自己資金額)			

法人タクシー事業の許可申請事案及び事業計画変更認可申請事案等の審査基準について
(平成 29 年 9 月 1 日 公示第 38 号)

改正	現行
公示	公示
公示第 38 号	公示第 38 号
法人タクシー事業の許可申請事案及び事業計画変更認可申請事案等の審査基準について	法人タクシー事業の許可申請事案及び事業計画変更認可申請事案等の審査基準について
<p>法人タクシー事業（一般乗用旅客自動車運送事業のうち、個人タクシー事業でないもの）の許可申請及び事業計画変更認可申請事案等について、事案の迅速かつ適切な処理を図るため、その審査基準を下記のとおり定めたので公示する。</p>	<p>法人タクシー事業（一般乗用旅客自動車運送事業のうち、個人タクシー事業でないもの）の許可申請及び事業計画変更認可申請事案等について、事案の迅速かつ適切な処理を図るため、その審査基準を下記のとおり定めたので公示する。</p>
平成 29 年 9 月 1 日	平成 29 年 9 月 1 日
東北運輸局長 尾関 良夫	東北運輸局長 尾関 良夫
記	記
<p>1. 一般乗用旅客自動車運送事業の許可（道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号、以下「法」という。第 4 条第 1 項）</p> <p>(1) 営業区域</p> <p>① 道路運送法施行規則(昭和 26 年運輸省令第 75 号、以下「施行規則」という。)第 5 条に基づき東北運輸局長が定める営業区域は、別表のとおりとする。</p> <p>② 営業区域に営業所を、設置するものであること。</p> <p>(2) 営業所</p> <p>配置する事業用自動車に係る運行管理及び利用者への営業上の対応を行う事務所であって、次の各事項に適合するものであること。</p> <p>① 営業区域内にあること。</p> <p>なお、複数の営業区域を有するものにあつては、それぞれの営業区域内にあること。</p> <p>② 事業計画を的確に遂行するに足る規模のものであること。</p> <p>③ 申請者が、土地、建物について 1 年以上の使用権原を有するものであること。</p> <p>なお、自己所有の場合は登記簿謄本、借用の場合は契約期間が概ね 1 年以上の賃貸借契約書の提示又は写しの提出をもって使用権原を有するものとする。</p> <p>また、賃貸借契約期間が 1 年未満であっても、契約期間満了時に自動的に当該契約が更新されるものと認められる場合も 1 年以上の使用権原を有するものとする。</p> <p>④ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）等関係法令の規定に抵触しないものであり、その旨の宣誓書の提出があること。</p> <p>(3) 事業用自動車</p> <p>① 申請者が使用権原を有するものであること。</p> <p>② 購入する場合にあつては、購入に係る契約書(許可を前提とする仮契約書又は購入を前提</p>	<p>1. 一般乗用旅客自動車運送事業の許可（道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号、以下「法」という。第 4 条第 1 項）</p> <p>(1) 営業区域</p> <p>① 道路運送法施行規則(昭和 26 年運輸省令第 75 号、以下「施行規則」という。)第 5 条に基づき東北運輸局長が定める営業区域は、別表のとおりとする。</p> <p>② 営業区域に営業所を、設置するものであること。</p> <p>(2) 営業所</p> <p>配置する事業用自動車に係る運行管理及び利用者への営業上の対応を行う事務所であって、次の各事項に適合するものであること。</p> <p>① 営業区域内にあること。</p> <p>なお、複数の営業区域を有するものにあつては、それぞれの営業区域内にあること。</p> <p>② 事業計画を的確に遂行するに足る規模のものであること。</p> <p>③ 申請者が、土地、建物について 1 年以上の使用権原を有するものであること。</p> <p>なお、自己所有の場合は登記簿謄本、借用の場合は契約期間が概ね 1 年以上の賃貸借契約書の提示又は写しの提出をもって使用権原を有するものとする。</p> <p>また、賃貸借契約期間が 1 年未満であっても、契約期間満了時に自動的に当該契約が更新されるものと認められる場合も 1 年以上の使用権原を有するものとする。</p> <p>④ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）等関係法令の規定に抵触しないものであり、その旨の宣誓書の提出があること。</p> <p>(3) 事業用自動車</p> <p>① 申請者が使用権原を有するものであること。</p> <p>② 購入する場合にあつては、購入に係る契約書(許可を前提とする仮契約書又は購入を前提と</p>

とする見積書を含む。)の提示又は写しの提出をもって使用権原を有するものとする。
③ リース車両については、リース契約期間が概ね1年以上であることとし、当該契約に係る契約書(許可を前提とする仮契約書又は契約を前提とする見積書を含む。)の提示又は写しの提出をもって使用権原を有するものとする。

(4) 最低車両数

① 申請する営業区域において、次の区分ごとに示す車両数以上の事業用自動車を配置するものであること。

- | | |
|-------------------------|-----|
| (i) 人口50万人以上の都市を含む営業区域 | 10両 |
| (ii) 人口1万人以上の市町村を含む営業区域 | 5両 |
| (iii) (i)・(ii)以外の営業区域 | 2両 |

② ①の車両数については、同一営業区域内に複数の営業所を設置する場合にあっては、当該複数の営業所に配置する車両数を合算できるものとするが、いずれの営業所においても5両以上の事業用自動車を配置するものであること。ただし、最低車両数が5両未満の営業区域の場合はその車両数以上とする。

③ ①(ii)の車両数について、「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(平成21年法律第64号)」第3条で指定された特定地域又は第3条の2で指定された準特定地域以外の地域において、市町村が設置する地域公共交通会議等で協議が調った場合は、これらの基準によらず、当該市町村に限り、最低車両数を2両以上とすることができる。

④ ①について、これらの基準により難く、これによらないことができるものとして東北運輸局長が認める場合を次の(i)～(iv)とする。

(i) 一般乗用旅客自動車運送事業者の営業所が存在しない島しょ部

本州との間を連絡する道路が整備されていない島しょ部であって、その島しょ部内に一般乗用旅客自動車運送事業者の営業所が存在しないものについては、その島しょ部外において一般乗用旅客自動車運送事業の営業を行わない旨を示して、一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者の申請があった場合には、最低車両数の基準を1両とする。なお、本取扱いによる一般乗用旅客自動車運送事業の許可の際には、以下の条件を付すこととする。

(1) 業務の範囲は、「島しょ部外において一般乗用旅客自動車運送事業の営業を行ってはならない。」こととする。

(2) 車体には「〇〇島(島しょ部名)限定」の表示をすること。

(ii) 一般乗用旅客自動車運送事業者の営業所が存在しない市町村(平成16年4月1日以降に市町村合併があった場合には当該市町村合併前の旧市町村単位で営業所が存在しない場合を含むことができるものとする。以下同じ)

一般乗用旅客自動車運送事業者の営業所が存在しない市町村については、発地及び着地のいずれもがその市町村の区域外に存する旅客の運送をしない旨を示して、一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者の申請があった場合には、最低車両数の基準を1両とする。

なお、本取扱いにより一般乗用旅客自動車運送事業の許可の際には、以下の条件を付すこととする。

(1) 業務の範囲は、「発地及び着地のいずれもが営業所が存在する市町村の区域外に存する旅客の運送をしてはならない。」こととする。

(2) 車体には「〇〇市(市町村名)限定」の表示をすること。

とする見積書を含む。)の提示又は写しの提出をもって使用権原を有するものとする。

③ リース車両については、リース契約期間が概ね1年以上であることとし、当該契約に係る契約書(許可を前提とする仮契約書又は契約を前提とする見積書を含む。)の提示又は写しの提出をもって使用権原を有するものとする。

(4) 最低車両数

① 申請する営業区域において、次の区分ごとに示す車両数以上の事業用自動車を配置するものであること。

- | | |
|-------------------------|-----|
| (i) 人口50万人以上の都市を含む営業区域 | 10両 |
| (ii) 人口1万人以上の市町村を含む営業区域 | 5両 |
| (iii) (i)・(ii)以外の営業区域 | 2両 |

② ①の車両数については、同一営業区域内に複数の営業所を設置する場合にあっては、当該複数の営業所に配置する車両数を合算できるものとするが、いずれの営業所においても5両以上の事業用自動車を配置するものであること。ただし、最低車両数が5両未満の営業区域の場合はその車両数以上とする。

③ ①(ii)の車両数について、「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(平成21年法律第64号)」第3条で指定された特定地域又は第3条の2で指定された準特定地域以外の地域において、市町村が設置する地域公共交通会議等で協議が調った場合は、これらの基準によらず、当該市町村に限り、最低車両数を2両以上とすることができる。

④ ①について、これらの基準により難く、これによらないことができるものとして東北運輸局長が認める場合を次の(i)～(iv)とする。

(i) 一般乗用旅客自動車運送事業者の営業所が存在しない島しょ部

本州との間を連絡する道路が整備されていない島しょ部であって、その島しょ部内に一般乗用旅客自動車運送事業者の営業所が存在しないものについては、その島しょ部外において一般乗用旅客自動車運送事業の営業を行わない旨を示して、一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者の申請があった場合には、最低車両数の基準を1両とする。なお、本取扱いによる一般乗用旅客自動車運送事業の許可の際には、以下の条件を付すこととする。

(1) 業務の範囲は、「島しょ部外において一般乗用旅客自動車運送事業の営業を行ってはならない。」こととする。

(2) 車体には「〇〇島(島しょ部名)限定」の表示をすること。

(ii) 一般乗用旅客自動車運送事業者の営業所が存在しない市町村(平成16年4月1日以降に市町村合併があった場合には当該市町村合併前の旧市町村単位で営業所が存在しない場合を含むことができるものとする。以下同じ)

一般乗用旅客自動車運送事業者の営業所が存在しない市町村については、発地及び着地のいずれもがその市町村の区域外に存する旅客の運送をしない旨を示して、一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者の申請があった場合には、最低車両数の基準を1両とする。

なお、本取扱いにより一般乗用旅客自動車運送事業の許可の際には、以下の条件を付すこととする。

(1) 業務の範囲は、「発地及び着地のいずれもが営業所が存在する市町村の区域外に存する旅客の運送をしてはならない。」こととする。

(2) 車体には「〇〇市(市町村名)限定」の表示をすること。

(iii) 交通空白地域が発生するおそれがある市町村（平成16年4月1日以降に市町村合併があった場合には当該市町村合併前の旧市町村単位で交通空白地域が発生するおそれがある場合を含むことができるものとする。以下同じ）

交通空白地域が発生するおそれがあるとして地方公共団体から東北運輸局長に要請のある市町村においては、発地及び着地のいずれもがその市町村の区域外に存する旅客の運送をしない旨を示して、一般乗用旅客自動車運送事業者又は一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者から申請があり、以下の（ア）、（イ）のいずれにも該当する場合は、当該申請者に対し以下（1）、（2）の条件を付し最低車両数の基準を1両とする。

（ア）営業区域内で申請者の営業所と概ね同一エリアで営業している全ての事業者から当該地域の需要に対応できないことが書面により示された場合

（イ）交通空白地域が発生するおそれがある市町村から東北運輸局長に対し、申請者の事業開始又は事業継続について文書による要請があること。

（1）業務の範囲は、「発地及び着地のいずれもが営業所が存在する市町村の区域外に存する旅客の運送をしてはならない。」こととする。

（2）車体には「〇〇市（市町村名）限定」の表示をすること。

（iv）一般乗用旅客自動車運送事業者の営業所が存在しない営業区域

1. ～3. に定める場合を除き、その区域内に一般乗用旅客自動車運送事業者の営業所が存在しない営業区域の最低車両数の基準を1両とする。

⑤ ①の車両の種別は、一般の需要に応じることができない車椅子専用車両等は含めないものとする。

（5）自動車車庫

① 原則として、営業所に併設するものであること。ただし、併設できない場合は、遠隔点呼が行われる自動車車庫を除き、営業所から直線で2キロメートルの範囲内において、運行管理をはじめとする管理が十分可能であること。

なお、管理については、運行管理のほか、事業用自動車の車内の掲示、点検整備、応急用器具等の備付け等の管理であって、事業計画に照らし個別に判断することとする。

② 1営業所に対して著しく多くの自動車車庫を設置する等、不自然な形態での事業用自動車の分散配置でないこと。ただし、遠隔点呼が行われる場合を除く。

③ 営業所に配置する事業用自動車の全てを確実に収容できるものであること。

④ 原則として他の用途に使用される部分と明確に区画されているものであること。ただし、自動車車庫を使用しない時間帯において他の用途として使用することができるほか、他の施設の駐車場として供用されている土地を自動車車庫として使用できる。

⑤ 申請者が、土地、建物について1年以上の使用権原を有するものであること。

なお、自己所有の場合は登記簿謄本、借用の場合は契約期間が概ね1年以上の賃貸借契約書の提示又は写しの提出をもって使用権原を有するものとする。

また、賃貸借契約期間が1年未満であっても、契約期間満了時に自動的に当該契約が更新されるものと認められる場合も1年以上の使用権原を有するものとする。

⑥ 建築基準法、都市計画法、消防法、農地法等関係法令の規定に抵触しないものであり、その旨の宣誓書の提出があること。

⑦ 事業用自動車の点検、整備（自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号）第6条に規定する調整）及び清掃のための施設が設けられていること。

⑧ 事業用自動車の出入りに支障がない構造であり、前面道路が車両制限令（昭和36年政令第265号）の規定に抵触しないものであること。また、前面道路が私道の場合にあって

(iii) 交通空白地域が発生するおそれがある市町村（平成16年4月1日以降に市町村合併があった場合には当該市町村合併前の旧市町村単位で交通空白地域が発生するおそれがある場合を含むことができるものとする。以下同じ）

交通空白地域が発生するおそれがあるとして地方公共団体から東北運輸局長に要請のある市町村においては、発地及び着地のいずれもがその市町村の区域外に存する旅客の運送をしない旨を示して、一般乗用旅客自動車運送事業者又は一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者から申請があり、以下の（ア）、（イ）のいずれにも該当する場合は、当該申請者に対し以下（1）、（2）の条件を付し最低車両数の基準を1両とする。

（ア）営業区域内で申請者の営業所と概ね同一エリアで営業している全ての事業者から当該地域の需要に対応できないことが書面により示された場合

（イ）交通空白地域が発生するおそれがある市町村から東北運輸局長に対し、申請者の事業開始又は事業継続について文書による要請があること。

（1）業務の範囲は、「発地及び着地のいずれもが営業所が存在する市町村の区域外に存する旅客の運送をしてはならない。」こととする。

（2）車体には「〇〇市（市町村名）限定」の表示をすること。

（iv）一般乗用旅客自動車運送事業者の営業所が存在しない営業区域

1. ～3. に定める場合を除き、その区域内に一般乗用旅客自動車運送事業者の営業所が存在しない営業区域の最低車両数の基準を1両とする。

⑤ ①の車両の種別は、一般の需要に応じることができない車椅子専用車両等は含めないものとする。

（5）自動車車庫

① 原則として、営業所に併設するものであること。ただし、併設できない場合は、遠隔点呼が行われる自動車車庫を除き、営業所から直線で2キロメートルの範囲内において、運行管理をはじめとする管理が十分可能であること。

なお、管理については、運行管理のほか、事業用自動車の車内の掲示、点検整備、応急用器具等の備付け等の管理であって、事業計画に照らし個別に判断することとする。

② 1営業所に対して著しく多くの自動車車庫を設置する等、不自然な形態での事業用自動車の分散配置でないこと。ただし、遠隔点呼が行われる場合を除く。

③ 営業所に配置する事業用自動車の全てを確実に収容できるものであること。

④ 原則として他の用途に使用される部分と明確に区画されているものであること。ただし、自動車車庫を使用しない時間帯において他の用途として使用することができるほか、他の施設の駐車場として供用されている土地を自動車車庫として使用できる。

⑤ 申請者が、土地、建物について1年以上の使用権原を有するものであること。

なお、自己所有の場合は登記簿謄本、借用の場合は契約期間が概ね1年以上の賃貸借契約書の提示又は写しの提出をもって使用権原を有するものとする。

また、賃貸借契約期間が1年未満であっても、契約期間満了時に自動的に当該契約が更新されるものと認められる場合も1年以上の使用権原を有するものとする。

⑥ 建築基準法、都市計画法、消防法、農地法等関係法令の規定に抵触しないものであり、その旨の宣誓書の提出があること。

⑦ 事業用自動車の点検、整備（自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号）第6条に規定する調整）及び清掃のための施設が設けられていること。

⑧ 事業用自動車の出入りに支障がない構造であり、前面道路が車両制限令（昭和36年政令第265号）の規定に抵触しないものであること。また、前面道路が私道の場合にあって

は、当該私道の通行に係る使用権原を有する者の承認があり、かつ、当該私道に接続する公道が車両制限令の規定に抵触しないものであること。

車両制限令の抵触の有無については、道路管理者からの証明書を求め確認することとする。ただし、国道の場合はこの限りでない。

(6) 休憩、仮眠又は睡眠のための施設

- ① 事業計画を的確に遂行するに足る規模を有し、適切な設備を有するものであること。
なお、休憩、仮眠又は睡眠のための施設を使用しない時間帯において他の用途として使用することができるほか、他に供用されている施設を休憩、仮眠又は睡眠のための施設として使用できる。
- ② 他の用途に使用される部分と明確に区画されていること。
- ③ 事業計画に照らし運転者及び**特定自動運行保安員**が常時使用することができるものであること。
- ④ 申請者が、土地、建物について1年以上の使用権原を有するものであること。
なお、自己所有の場合は登記簿謄本、借用の場合は契約期間が概ね1年以上の賃貸借契約書の提示又は写しの提出をもって使用権原を有するものとする。
また、賃貸借契約期間が1年未満であっても、契約期間満了時に自動的に当該契約が更新されるものと認められる場合も1年以上の使用権原を有するものとする。
- ⑤ 建築基準法、都市計画法、消防法、農地法等関係法令の規定に抵触しないものであり、その旨の宣誓書の提出があること。

(7) 自動運行旅客運送を行う場合の取扱い

道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第31条の2の2の規定に基づき国土交通大臣又はその委任を受けた地方運輸局長から交付された走行環境条件付与書の写しが添付されていること。

(8) 特定自動運行旅客運送を行う場合の取扱い

①道路運送法施行規則第6条第1項第9号に規定する特定自動運行旅客運送に係る道路運送法第75条の1第2項に規定する申請書の写しその他の同条第1項の許可の見込みに関する書類が添付されていること。

②旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第15条の2に規定する特定自動運行保安員の選任数及びその考え方並びに配置場所が明示された書面を提出させ、事業計画を遂行するにあたり輸送の安全の観点から個別に判断する。

③特定自動運行保安員が乗務しない場合にあっては、旅客自動車運送事業運輸規則第15条の2第2項第2号イに定める装置を当該特定自動運行旅客運送の用に供する事業用自動車に備えていることを証する書類が添付されていること。

(9) 管理運営体制

- ① 法人にあっては、当該法人の役員のうち1名以上が専従するものであり、かつ、専従する役員のうち1名は、(12)①の法令試験に合格した者であること。
- ② 営業所ごとに、運輸規則第47条の9に規定する要件を満たす常勤の運行管理者を確保する管理計画があること。この場合において、運輸規則第22条第1項に基づき東北運輸局長が指定する地域において法第23条の2第1項第2号の規定により運行管理者資格者証の交付を受けた者を運行管理者として選任する場合には、申請に係る営業区域において5年以上の実務経験を有するものであり、これを職務経歴書等の提出により確認できるも

は、当該私道の通行に係る使用権原を有する者の承認があり、かつ、当該私道に接続する公道が車両制限令の規定に抵触しないものであること。

車両制限令の抵触の有無については、道路管理者からの証明書を求め確認することとする。ただし、国道の場合はこの限りでない。

(6) 休憩、仮眠又は睡眠のための施設

- ① 事業計画を的確に遂行するに足る規模を有し、適切な設備を有するものであること。
なお、休憩、仮眠又は睡眠のための施設を使用しない時間帯において他の用途として使用することができるほか、他に供用されている施設を休憩、仮眠又は睡眠のための施設として使用できる。
- ② 他の用途に使用される部分と明確に区画されていること。
- ③ 事業計画に照らし運転者が常時使用することができるものであること。
- ④ 申請者が、土地、建物について1年以上の使用権原を有するものであること。
なお、自己所有の場合は登記簿謄本、借用の場合は契約期間が概ね1年以上の賃貸借契約書の提示又は写しの提出をもって使用権原を有するものとする。
また、賃貸借契約期間が1年未満であっても、契約期間満了時に自動的に当該契約が更新されるものと認められる場合も1年以上の使用権原を有するものとする。
- ⑤ 建築基準法、都市計画法、消防法、農地法等関係法令の規定に抵触しないものであり、その旨の宣誓書の提出があること。

(新設)

(新設)

(7) 管理運営体制

- ① 法人にあっては、当該法人の役員のうち1名以上が専従するものであり、かつ、専従する役員のうち1名は、(10)①の法令試験に合格した者であること。
- ② 営業所ごとに、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号、以下「運輸規則」という。）第47条の9に規定する要件を満たす常勤の運行管理者を確保する管理計画があること。この場合において、運輸規則第22条第1項に基づき東北運輸局長が指定する地域において法第23条の2第1項第2号の規定により運行管理者資格者証の交付を受けた者を運行管理者として選任する場合には、申請に係る営業区域において5年以上の

のであること。

- ③ 運行管理を行う体制及び運行管理を担当する役員等運行管理に関する指揮命令系統が明確であること。
また、複数の運行管理者を選任する営業所にあつては、運行管理者の業務を統括する運行管理者が運行管理規程により明確化されていることを含め、運行管理責任が分散しないような指揮命令系統を有するものであること。
- ④ 自動車車庫を営業所に併設できない場合は、自動車車庫と営業所との連絡網が規定されている等、常時密接な連絡をとれる体制が整備されているとともに、原則として、対面による点呼等が確実に実施される体制が確立されていること。
- ⑤ 事故防止についての教育及び指導体制を整え、かつ、事故の処理及び自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）に基づく報告等の責任体制その他緊急時の連絡体制及び協力体制が明確に整備されていること。
- ⑥ 上記②～⑤の事項等を明記した運行管理規程が定められていること。
- ⑦ 運転者として選任しようとする者に対し、運輸規則第36条第2項に定める指導を行うことができる体制が確立されていること。
- ⑧ 運転者に対して行う営業区域内の地理及び利用者等に対する応接に関する指導監督に係る指導要領が定められているとともに、当該指導監督を総括処理する指導主任者が選任されていること。
- ⑨ 整備管理を行う体制が整備されていること（事業用車両が5両以上の場合には、原則として、常勤の有資格の整備管理者の選任計画があること。ただし、一定の要件を満たすグループ企業（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び第4号に定める子会社及び親会社の関係にある企業及び同一の親会社を持つ子会社をいう。）に整備管理者を外部委託する場合は、事業用自動車の運行の可否の決定等整備管理に関する業務が確実に実施される体制が確立されていること。）。)
- ⑩ 運輸規則第3条(苦情処理)に規定するところにより、利用者等からの苦情を処理する体制が確立されていること。

(10) 運転者等

- ① 事業計画を遂行するに足る員数の有資格の運転者を常時選任する計画があること。
- ② 道路運送法施行規則第6条第1項第9号に規定する特定自動運行旅客運送を行う場合にあっては、事業計画を遂行するに足る員数の運輸規則第15条の2に規定する特定自動運行保安員を常時選任する計画があること。
- ③ これらの場合、適切な乗務割、労働時間、給与体系を前提としたものであって、労働関係法令の規定に抵触するものでないこと。
- ④ 運転者及び特定自動運行保安員は、運輸規則第36条第1項各号に該当する者ではないこと。
- ⑤ 定時制乗務員を選任する場合には、適切な就業規則を定め、適切な乗務割による乗務日時の決定等が適切になされるものであること。

(11) 資金計画

- ① 所要資金の見積りが適切であり、かつ、資金計画が合理的で確実なものであること。
なお、所要資金は次の(i)～(vii)の合計額とし、各費用ごとに以下に示すところにより計算されているものであること。

実務経験を有するものであり、これを職務経歴書等の提出により確認できるものであること。

- ③ 運行管理を行う体制及び運行管理を担当する役員等運行管理に関する指揮命令系統が明確であること。
また、複数の運行管理者を選任する営業所にあつては、運行管理者の業務を統括する運行管理者が運行管理規程により明確化されていることを含め、運行管理責任が分散しないような指揮命令系統を有するものであること。
- ④ 自動車車庫を営業所に併設できない場合は、自動車車庫と営業所との連絡網が規定されている等、常時密接な連絡をとれる体制が整備されているとともに、原則として、対面による点呼等が確実に実施される体制が確立されていること。
- ⑤ 事故防止についての教育及び指導体制を整え、かつ、事故の処理及び自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）に基づく報告等の責任体制その他緊急時の連絡体制及び協力体制が明確に整備されていること。
- ⑥ 上記②～⑤の事項等を明記した運行管理規程が定められていること。
- ⑦ 運転者として選任しようとする者に対し、運輸規則第36条第2項に定める指導を行うことができる体制が確立されていること。
- ⑧ 運転者に対して行う営業区域内の地理及び利用者等に対する応接に関する指導監督に係る指導要領が定められているとともに、当該指導監督を総括処理する指導主任者が選任されていること。
- ⑨ 整備管理を行う体制が整備されていること（事業用車両が5両以上の場合には、原則として、常勤の有資格の整備管理者の選任計画があること。ただし、一定の要件を満たすグループ企業（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び第4号に定める子会社及び親会社の関係にある企業及び同一の親会社を持つ子会社をいう。）に整備管理者を外部委託する場合は、事業用自動車の運行の可否の決定等整備管理に関する業務が確実に実施される体制が確立されていること。）。)
- ⑩ 運輸規則第3条(苦情処理)に規定するところにより、利用者等からの苦情を処理する体制が確立されていること。

(8) 運転者

- ① 事業計画を遂行するに足る員数の有資格の運転者を常時選任する計画があること。この計画は、適切な乗務割、労働時間、給与体系を前提としたものであって、労働関係法令の規定に抵触するものでないこと。
- (新設)
(新設)
- ② 運転者は、運輸規則第36条第1項各号に該当する者ではないこと。
- ③ 定時制乗務員を選任する場合には、適切な就業規則を定め、適切な乗務割による乗務日時の決定等が適切になされるものであること。

(9) 資金計画

- ① 所要資金の見積りが適切であり、かつ、資金計画が合理的で確実なものであること。
なお、所要資金は次の(i)～(vii)の合計額とし、各費用ごとに以下に示すところにより計算されているものであること。
- (i) 車両費 取得価格(未払金を含む)又はリースの場合は1年分の賃借料等

- (i) 車両費 取得価格（未払金を含む）又はリースの場合は1年分の賃借料等
- (ii) 土地費 取得価格（未払金を含む）又は1年分の賃借料、敷金等
- (iii) 建物費 取得価格（未払金を含む）又は1年分の賃借料、敷金等
- (iv) 機械器具及び什器備品 取得価格（未払金を含む）
- (v) 運転資金 人件費、燃料油脂費、修繕費等の2か月分
- (vi) 保険料等 保険料及び租税公課（1年分）
- (vii) その他 創業費等開業に要する費用（全額）

② 所要資金の50%以上、かつ、事業開始当初に要する資金の100%以上の自己資金が、申請日以降常時確保されていること。

なお、事業開始当初に要する資金は、次の(i)～(iii)の合計額とする。

(i) ①(i)に係る頭金及び2か月分の分割支払金、又は、リースの場合は2か月分の賃借料等。ただし、一括払いによって取得する場合は、①(i)と同額とする。

(ii) ①(ii)及び(iii)に係る頭金及び2か月分の分割支払金、又は、2か月分の賃借料及び敷金等。ただし、一括払いによって取得する場合は、①(ii)及び(iii)と同額とする。

(iii) ①(iv)～(vii)に係る合計額

③ 施行規則第6条第1項第2号に規定する添付書類は、別紙様式を例とする。

なお、自己資金には、当該申請事業に係る預貯金のほか預貯金以外の流動資産を含めることができることとし、以下により確認するものとする。

(i) 預貯金額については、申請日時点及び処分までの適宜の時点の残高証明書等の提示又は写しの提出により確認することとする。

(ii) 預貯金以外の流動資産額については、申請日時点の見込み貸借対照表等の提出により確認することとする。

④ その他施行規則第6条第1項第8号から第11号に規定する添付書類を基本として審査することとする。

(12) 法令遵守

① 申請者又は申請者が法人である場合にあってはその法人の業務を執行する常勤の役員のうち1名が、一般乗用旅客自動車運送事業の遂行に必要な法令の知識を有するものであること。

なお、法令の知識については、別に定める法令試験によって判断するものとする。

② 健康保険法、厚生年金法、労働者災害補償保険法、雇用保険法（以下「社会保険等」という。）に基づく社会保険等加入義務者が社会保険等に加入すること。

③ 申請者又は申請者が法人である場合にあってはその法人の業務を執行する常勤の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下同じ。）（以下「申請者等」という。）が、次の(i)～(x)の全てに該当する等、法令遵守の点で問題のないこと。

(i) 法、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）、タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）等の違反により、申請日前3ヶ月間及び申請日以降に50日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該処分を受けた法人の業務を執行する常勤の役員として在任していた者を含む。）ではないこと。

- (ii) 土地費 取得価格（未払金を含む）又は1年分の賃借料、敷金等
- (iii) 建物費 取得価格（未払金を含む）又は1年分の賃借料、敷金等
- (iv) 機械器具及び什器備品 取得価格（未払金を含む）
- (v) 運転資金 人件費、燃料油脂費、修繕費等の2か月分
- (vi) 保険料等 保険料及び租税公課（1年分）
- (vii) その他 創業費等開業に要する費用（全額）

② 所要資金の50%以上、かつ、事業開始当初に要する資金の100%以上の自己資金が、申請日以降常時確保されていること。

なお、事業開始当初に要する資金は、次の(i)～(iii)の合計額とする。

(i) ①(i)に係る頭金及び2か月分の分割支払金、又は、リースの場合は2か月分の賃借料等。ただし、一括払いによって取得する場合は、①(i)と同額とする。

(ii) ①(ii)及び(iii)に係る頭金及び2か月分の分割支払金、又は、2か月分の賃借料及び敷金等。ただし、一括払いによって取得する場合は、①(ii)及び(iii)と同額とする。

(iii) ①(iv)～(vii)に係る合計額

③ 施行規則第6条第1項第2号に規定する添付書類は、別紙様式を例とする。

なお、自己資金には、当該申請事業に係る預貯金のほか預貯金以外の流動資産を含めることができることとし、以下により確認するものとする。

(i) 預貯金額については、申請日時点及び処分までの適宜の時点の残高証明書等の提示又は写しの提出により確認することとする。

(ii) 預貯金以外の流動資産額については、申請日時点の見込み貸借対照表等の提出により確認することとする。

④ その他施行規則第6条第1項第8号から第11号に規定する添付書類を基本として審査することとする。

(10) 法令遵守

① 申請者又は申請者が法人である場合にあってはその法人の業務を執行する常勤の役員のうち1名が、一般乗用旅客自動車運送事業の遂行に必要な法令の知識を有するものであること。

なお、法令の知識については、別に定める法令試験によって判断するものとする。

② 健康保険法、厚生年金法、労働者災害補償保険法、雇用保険法（以下「社会保険等」という。）に基づく社会保険等加入義務者が社会保険等に加入すること。

③ 申請者又は申請者が法人である場合にあってはその法人の業務を執行する常勤の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下同じ。）（以下「申請者等」という。）が、次の(i)～(x)の全てに該当する等、法令遵守の点で問題のないこと。

(i) 法、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）、タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）等の違反により、申請日前3ヶ月間及び申請日以降に50日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該処分を受けた法人の業務を執行する常勤の役員として在任していた者を含む。）ではないこと。

(ii) 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により、申請日前6ヶ月間及び申請日以降に50日車を超え190日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限(禁止)の処分を受けた者(当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該処分を受けた法人の業務を執行する常勤の役員として在任していた者を含む。)ではないこと。

(iii) 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により、申請日前1年間及び申請日以降に190日車を超える輸送施設の使用停止処分以上又は使用制限(禁止)の処分を受けた者(当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該処分を受けた法人の業務を執行する常勤の役員として在任していた者を含む。)ではないこと。

(iv) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号)の違反により、申請日前2年間及び申請日以降に営業の停止命令、認定の取消し又は営業の廃止命令の処分を受けた者(当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該処分を受けた法人の業務を執行する常勤の役員として在任していた者を含む。)ではないこと。

(v) 申請者等が、一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業の許可の取消しを受けた事業者において当該取消処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に運行管理者であった者であって、申請日前5年間に法第23条の3の規定による運行管理者資格者証の返納を命じられた者ではないこと。

(vi) 法、貨物自動車運送事業法及びタクシー業務適正化特別措置法等の違反により、輸送の安全の確保、公衆の利便を阻害する行為の禁止、公共の福祉を阻害している事実等に対し改善命令を受けた場合にあっては、申請日前に当該命令された事項が改善されていること。

(vii) 申請日前1年間及び申請日以降に自らの責に帰する重大事故を発生させていないこと。

(viii) 申請日前1年間及び申請日以降に特に悪質と認められる道路交通法(昭和35年法律第105号)の違反(酒酔い運転、酒気帯び運転、過労運転、薬物等使用運転、無免許運転、無車検(無保険)運行及び救護義務違反(ひき逃げ)等)がないこと。

(ix) 旅客自動車運送事業等報告規則(昭和39年運輸省令第21号)、貨物自動車運送事業報告規則(平成2年運輸省令第33号)及び自動車事故報告規則に基づく各種報告書の提出を適切に行っていること。

(x) 申請日前1年間及び申請日以降に放置行為、最高速度違反行為又は過労運転により道路交通法第75条の2第1項に基づく公安委員会からの自動車使用制限命令を受けた者でないこと。

(13) 損害賠償能力

旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示(平成17年国土交通省告示第503号、以下「告示」という。)で定める基準に適合する任意保険又は共済に計画車両の全てが加入する計画があること。

(ii) 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により、申請日前6ヶ月間及び申請日以降に50日車を超え190日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限(禁止)の処分を受けた者(当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該処分を受けた法人の業務を執行する常勤の役員として在任していた者を含む。)ではないこと。

(iii) 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により、申請日前1年間及び申請日以降に190日車を超える輸送施設の使用停止処分以上又は使用制限(禁止)の処分を受けた者(当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該処分を受けた法人の業務を執行する常勤の役員として在任していた者を含む。)ではないこと。

(iv) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号)の違反により、申請日前2年間及び申請日以降に営業の停止命令、認定の取消し又は営業の廃止命令の処分を受けた者(当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該処分を受けた法人の業務を執行する常勤の役員として在任していた者を含む。)ではないこと。

(v) 申請者等が、一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業の許可の取消しを受けた事業者において当該取消処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に運行管理者であった者であって、申請日前5年間に法第23条の3の規定による運行管理者資格者証の返納を命じられた者ではないこと。

(vi) 法、貨物自動車運送事業法及びタクシー業務適正化特別措置法等の違反により、輸送の安全の確保、公衆の利便を阻害する行為の禁止、公共の福祉を阻害している事実等に対し改善命令を受けた場合にあっては、申請日前に当該命令された事項が改善されていること。

(vii) 申請日前1年間及び申請日以降に自らの責に帰する重大事故を発生させていないこと。

(viii) 申請日前1年間及び申請日以降に特に悪質と認められる道路交通法(昭和35年法律第105号)の違反(酒酔い運転、酒気帯び運転、過労運転、薬物等使用運転、無免許運転、無車検(無保険)運行及び救護義務違反(ひき逃げ)等)がないこと。

(ix) 旅客自動車運送事業等報告規則(昭和39年運輸省令第21号)、貨物自動車運送事業報告規則(平成2年運輸省令第33号)及び自動車事故報告規則に基づく各種報告書の提出を適切に行っていること。

(x) 申請日前1年間及び申請日以降に放置行為、最高速度違反行為又は過労運転により道路交通法第75条の2第1項に基づく公安委員会からの自動車使用制限命令を受けた者でないこと。

(11) 損害賠償能力

旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示(平成17年国土交通省告示第503号、以下「告示」という。)で定める基準に適合する任意保険又は共済に計画車両の全てが加入する計画があること。

(14) 適用等

- ① 要介護者等を輸送するサービスに限る事業については、事業の特性を踏まえ、(1) 及び(4) について弾力的に取り扱うこととし、許可に際しては、業務の範囲を当該事業に限定する旨の条件を付すこととする。
- ② 許可にあたっては、許可後1年以内に事業を開始することの条件を付すこととする。
- ③ 運輸開始までに社会保険等加入義務者が社会保険等に加入する旨の条件を付すこととする。

(15) 申請時期等

① 申請時期

申請は、随時受け付けるものとする。ただし、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第3条第1項に基づく特定地域に指定されている地域を営業区域とする申請（(12) ①により業務の範囲を限定する旨の条件を付して許可することとなる申請を除く。）の受け付けは行わないこととする。

② 処分時期

処分は、原則として随時行うこととする。ただし、標準処理期間を考慮した上で一定の処分時期を別途定めることができることとする。

2. 一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者による一般乗用旅客自動車運送事業の許可の取扱い及び運行管理者の選任

一般貨物自動車運送事業者又特定貨物自動車運送事業者（以下「貨物事業者」という。）が一般貨物自動車運送事業又特定貨物自動車運送事業の用に供する事業用自動車（以下「貨物車両」という。）を用いて一般乗用旅客自動車運送事業を行う場合における一般乗用旅客自動車運送事業の許可の取扱い及び運行管理者の選任については、以下に定めるところにより行うものとし、以下に定めのない事項については、1. 及び「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」（平成14年1月20日付け国自総第446号、国自旅第161号、国自整第149号）に基づき審査を行うこととする。

(1) 許可の取扱い

① 最低車両台数

一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する貨物車両を含めて、一般貨物自動車運送事業又特定貨物自動車運送事業（以下「貨物事業」という。）の許可に係る最低車両台数を満たせば足りることとする。この場合、一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する貨物車両は、タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）第2条第1項に規定する「タクシー」に含まれることに留意すること。

② 損害賠償能力

(i) 自動車損害賠償責任保険又は自動車損害賠償責任共済については、貨物車両の大きさ等に応じて、自動車損害賠償責任保険基準料率で定める車種の区分のうち、普通貨物自動車（営業用）又は小型貨物自動車（営業用）に加入していれば足りるものとする。

(ii) 一般自動車損害保険（任意保険）又は共済については、告示で定める基準に適合する任意保険又は共済に計画車両全てに加入する計画があること。

③ 車種区分

原則として、乗車定員に応じて特定大型車又は普通車のいずれかに区分することとする。

④ 許可に付す条件

(12) 適用等

- ① 要介護者等を輸送するサービスに限る事業については、事業の特性を踏まえ、(1) 及び(4) について弾力的に取り扱うこととし、許可に際しては、業務の範囲を当該事業に限定する旨の条件を付すこととする。
- ② 許可にあたっては、許可後1年以内に事業を開始することの条件を付すこととする。
- ③ 運輸開始までに社会保険等加入義務者が社会保険等に加入する旨の条件を付すこととする。

(13) 申請時期等

① 申請時期

申請は、随時受け付けるものとする。ただし、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第3条第1項に基づく特定地域に指定されている地域を営業区域とする申請（(12) ①により業務の範囲を限定する旨の条件を付して許可することとなる申請を除く。）の受け付けは行わないこととする。

② 処分時期

処分は、原則として随時行うこととする。ただし、標準処理期間を考慮した上で一定の処分時期を別途定めることができることとする。

2. 一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者による一般乗用旅客自動車運送事業の許可の取扱い及び運行管理者の選任

一般貨物自動車運送事業者又特定貨物自動車運送事業者（以下「貨物事業者」という。）が一般貨物自動車運送事業又特定貨物自動車運送事業の用に供する事業用自動車（以下「貨物車両」という。）を用いて一般乗用旅客自動車運送事業を行う場合における一般乗用旅客自動車運送事業の許可の取扱い及び運行管理者の選任については、以下に定めるところにより行うものとし、以下に定めのない事項については、1. 及び「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」（平成14年1月20日付け国自総第446号、国自旅第161号、国自整第149号）に基づき審査を行うこととする。

(1) 許可の取扱い

① 最低車両台数

一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する貨物車両を含めて、一般貨物自動車運送事業又特定貨物自動車運送事業（以下「貨物事業」という。）の許可に係る最低車両台数を満たせば足りることとする。この場合、一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する貨物車両は、タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）第2条第1項に規定する「タクシー」に含まれることに留意すること。

② 損害賠償能力

(i) 自動車損害賠償責任保険又は自動車損害賠償責任共済については、貨物車両の大きさ等に応じて、自動車損害賠償責任保険基準料率で定める車種の区分のうち、普通貨物自動車（営業用）又は小型貨物自動車（営業用）に加入していれば足りるものとする。

(ii) 一般自動車損害保険（任意保険）又は共済については、告示で定める基準に適合する任意保険又は共済に計画車両全てに加入する計画があること。

③ 車種区分

原則として、乗車定員に応じて特定大型車又は普通車のいずれかに区分することとする。

④ 許可に付す条件

(i) 運送を行う区域

旅客運送（貨物運送を同時に行う場合を含む。）を行う区域は、発地又は着地が一般乗用旅客自動車運送事業に係る営業区域内であり、かつ、過疎地域（過疎地域は別表のとおりとする。）又は⑤による協議が調った区域内とすること。

(ii) 貨物運送との関係

以下の点に留意して旅客運送及び貨物運送を行うこと。

(ア) 旅客が乗車するスペース及び当該旅客の手荷物を載せるスペースが確保されていること。

(イ) 旅客及び貨物のそれぞれの運送スケジュールに支障がないこと。

(ウ) 旅客及び貨物のそれぞれの運送に見合う適切な運賃となるように配慮すること。

(エ) 旅客と貨物を同時に運送する場合は、貨物専用のスペースを設ける等、貨物の荷崩れ等による車内事故等の発生及び旅客による貨物の破損並びに貨物に係る個人情報の流出を防止する措置を講ずること。

(オ) 運輸規則第5条各号に掲げる物品（同条ただし書の規定によるものを除く。）を旅客と同時に運送しないこと。

(iii) 旅客運送に用いることができる車両

旅客運送に用いることができる車両は、貨物車両であって、「法人タクシー事業者の申請に対する処理方針（平成13年8月29日国自旅第72号）」に基づき届出のあったものに限ること。

(iv) 輸送の安全確保

法をはじめ、一般乗用旅客自動車運送事業者が遵守すべき関係法令を遵守すること。特に、乗車のために設備された場所以外の場所に旅客を乗車させない、事故等の際に旅客の保護に万全を期す等の安全確保措置を講ずること。

(v) 貨物事業の廃止又は休止

貨物事業を廃止した場合は一般乗用旅客自動車運送事業を廃止し、貨物事業を休止した場合は一般乗用旅客自動車運送事業を廃止又は休止すること。

(vi) 運送の申込み

営業所に対して運送の申込みがあった運送の引受けに限ること。

⑤ 関係者による協議

旅客運送を行う区域を、発地又は着地が過疎地域とする場合にあっては、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年5月25日法律第59号）第6条に規定する協議会又は施行規則第9条の2に規定する地域公共交通会議に対する参加要請があった場合には、これに応じること。旅客運送を行う区域を、発地及び着地が過疎地域以外の区域とする場合にあっては、以下に掲げる者による協議が調っていること。この場合において、当該区域を管轄する運輸局等は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の規定に違反する行為が行われることのないよう、助言するものとする。

(ア) 一般乗用旅客自動車運送事業に係る営業区域をその区域に含む全ての市町村

(イ) 地域の交通網の維持の観点から一般乗用旅客自動車運送事業者（一般乗用旅客自動車運送事業者が組織する団体、運転者が組織する団体を含む。）及び旅客をそれぞれ代表する者

(ウ) 地域の物流網の維持の観点から貨物自動車運送事業者及び荷主をそれぞれ代表する者

⑥ 許可の期限

許可の期限は当該許可の日から起算して2年を経過する日とする。

(i) 運送を行う区域

旅客運送（貨物運送を同時に行う場合を含む。）を行う区域は、発地又は着地が一般乗用旅客自動車運送事業に係る営業区域内であり、かつ、過疎地域（過疎地域は別表のとおりとする。）又は⑤による協議が調った区域内とすること。

(ii) 貨物運送との関係

以下の点に留意して旅客運送及び貨物運送を行うこと。

(ア) 旅客が乗車するスペース及び当該旅客の手荷物を載せるスペースが確保されていること。

(イ) 旅客及び貨物のそれぞれの運送スケジュールに支障がないこと。

(ウ) 旅客及び貨物のそれぞれの運送に見合う適切な運賃となるように配慮すること。

(エ) 旅客と貨物を同時に運送する場合は、貨物専用のスペースを設ける等、貨物の荷崩れ等による車内事故等の発生及び旅客による貨物の破損並びに貨物に係る個人情報の流出を防止する措置を講ずること。

(オ) 運輸規則第5条各号に掲げる物品（同条ただし書の規定によるものを除く。）を旅客と同時に運送しないこと。

(iii) 旅客運送に用いることができる車両

旅客運送に用いることができる車両は、貨物車両であって、「法人タクシー事業者の申請に対する処理方針（平成13年8月29日国自旅第72号）」に基づき届出のあったものに限ること。

(iv) 輸送の安全確保

法をはじめ、一般乗用旅客自動車運送事業者が遵守すべき関係法令を遵守すること。特に、乗車のために設備された場所以外の場所に旅客を乗車させない、事故等の際に旅客の保護に万全を期す等の安全確保措置を講ずること。

(v) 貨物事業の廃止又は休止

貨物事業を廃止した場合は一般乗用旅客自動車運送事業を廃止し、貨物事業を休止した場合は一般乗用旅客自動車運送事業を廃止又は休止すること。

(vi) 運送の申込み

営業所に対して運送の申込みがあった運送の引受けに限ること。

⑤ 関係者による協議

旅客運送を行う区域を、発地又は着地が過疎地域とする場合にあっては、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年5月25日法律第59号）第6条に規定する協議会又は施行規則第9条の2に規定する地域公共交通会議に対する参加要請があった場合には、これに応じること。旅客運送を行う区域を、発地及び着地が過疎地域以外の区域とする場合にあっては、以下に掲げる者による協議が調っていること。この場合において、当該区域を管轄する運輸局等は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の規定に違反する行為が行われることのないよう、助言するものとする。

(ア) 一般乗用旅客自動車運送事業に係る営業区域をその区域に含む全ての市町村

(イ) 地域の交通網の維持の観点から一般乗用旅客自動車運送事業者（一般乗用旅客自動車運送事業者が組織する団体、運転者が組織する団体を含む。）及び旅客をそれぞれ代表する者

(ウ) 地域の物流網の維持の観点から貨物自動車運送事業者及び荷主をそれぞれ代表する者

⑥ 許可の期限

許可の期限は当該許可の日から起算して2年を経過する日とする。

(2) 運行管理者の選任

営業所ごとに、当該営業所が運行を管理する貨物車両数に応じて、貨物自動車運送事業法第18条に規定する運行管理者を選任しなければならない。加えて、一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する貨物車両の車両数に応じて、法第23条に規定する運行管理者を選任しなければならない。

なお、貨物自動車運送事業法第19条第1項の資格者証及び運輸規則第47条の9第1項の表第3欄に掲げる資格者証の種類のうち、旅客自動車運送事業運行管理者資格者証又は一般乗用旅客自動車運送事業運行管理者資格者証を併せて有する者を選任する場合は、当該営業所において貨物自動車運送事業法第18条に規定する運行管理者と、法第23条に規定する運行管理者を兼務させることができる。

3. 事業計画の変更の認可(法第15条第1項)

(1) 1. (1) ~ (11)・(13) ~ (15) ((14) ③を除く。)の定めるところに準じて審査する。

(2) 事業規模の拡大となる申請(営業区域の拡大並びに自動車車庫の新設、位置の変更(収容能力の拡大を伴うものに限る。))及び収容能力の拡大並びに自動車車庫の収容能力の増加を要する事業用自動車の数の変更に係るもの)については、申請者等が、次の①~⑩の全てに該当する等法令遵守の点で問題のないこと。

① 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により、申請日前3ヶ月間及び申請日以降に50日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限(禁止)の処分を受けた者(当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該処分を受けた法人の業務を執行する常勤の役員として在任していた者を含む。)ではないこと。

ただし、事業規模の拡大に係る営業区域外で受けた自動車等の使用停止以上の処分であって、以下に掲げるものを除く。

- (i) 運転者等の道路交通法の違反による処分(東北運輸局長が定める処分基準の初犯又は初回欄の適用がある場合に限る。)
- (ii) 申請日前3ヶ月間及び申請日以降に東北運輸局長が定める処分基準において20日車未満の自動車等の使用停止処分を行うべきものとされている法令違反に係るもの(処分日車数が20日車未満に軽減された場合を含み、加重により20日車以上となった場合を除く。)

② 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により、申請日前6ヶ月間及び申請日以降に50日車を超え190日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限(禁止)の処分を受けた者(当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該処分を受けた法人の業務を執行する常勤の役員として在任していた者を含む。)ではないこと。

ただし、事業規模の拡大に係る営業区域外で受けた自動車等の使用停止以上の処分であって、以下に掲げるものを除く。

(2) 運行管理者の選任

営業所ごとに、当該営業所が運行を管理する貨物車両数に応じて、貨物自動車運送事業法第18条に規定する運行管理者を選任しなければならない。加えて、一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する貨物車両の車両数に応じて、法第23条に規定する運行管理者を選任しなければならない。

なお、貨物自動車運送事業法第19条第1項の資格者証及び運輸規則第47条の9第1項の表第3欄に掲げる資格者証の種類のうち、旅客自動車運送事業運行管理者資格者証又は一般乗用旅客自動車運送事業運行管理者資格者証を併せて有する者を選任する場合は、当該営業所において貨物自動車運送事業法第18条に規定する運行管理者と、法第23条に規定する運行管理者を兼務させることができる。

3. 事業計画の変更の認可(法第15条第1項)

(1) 1. (1) ~ (9)・(11) ~ (13) ((12) ③を除く。)の定めるところに準じて審査する。

(2) 事業規模の拡大となる申請(営業区域の拡大並びに自動車車庫の新設、位置の変更(収容能力の拡大を伴うものに限る。))及び収容能力の拡大並びに自動車車庫の収容能力の増加を要する事業用自動車の数の変更に係るもの)については、申請者等が、次の①~⑩の全てに該当する等法令遵守の点で問題のないこと。

① 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により、申請日前3ヶ月間及び申請日以降に50日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限(禁止)の処分を受けた者(当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該処分を受けた法人の業務を執行する常勤の役員として在任していた者を含む。)ではないこと。

ただし、事業規模の拡大に係る営業区域外で受けた自動車等の使用停止以上の処分であって、以下に掲げるものを除く。

- (i) 運転者の道路交通法の違反による処分(東北運輸局長が定める処分基準の初犯又は初回欄の適用がある場合に限る。)
- (ii) 申請日前3ヶ月間及び申請日以降に東北運輸局長が定める処分基準において20日車未満の自動車等の使用停止処分を行うべきものとされている法令違反に係るもの(処分日車数が20日車未満に軽減された場合を含み、加重により20日車以上となった場合を除く。)

② 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により、申請日前6ヶ月間及び申請日以降に50日車を超え190日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限(禁止)の処分を受けた者(当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該処分を受けた法人の業務を執行する常勤の役員として在任していた者を含む。)ではないこと。

ただし、事業規模の拡大に係る営業区域外で受けた自動車等の使用停止以上の処分であって、以下に掲げるものを除く。

(i) 運転者等の道路交通法の違反による処分（東北運輸局長が定める処分基準の初犯又は初回欄の適用がある場合に限る。）

(ii) 申請日前6ヶ月間及び申請日以降に東北運輸局長が定める処分基準において20日車未満の自動車等の使用停止処分を行うべきものとされている法令違反に係るもの

(処分日車数が20日車未満に軽減された場合を含み、加重により20日車以上となった場合を除く。)

③ 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により、申請日前1年間及び申請日以降に190日車を超える輸送施設の使用停止処分以上又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該処分を受けた法人の業務を執行する常勤の役員として在任していた者を含む。）ではないこと。

ただし、事業規模の拡大に係る営業区域外で受けた自動車等の使用停止以上の処分であって、以下に掲げるものを除く。

(i) 運転者等の道路交通法の違反による処分（東北運輸局長が定める処分基準の初犯又は初回欄の適用がある場合に限る。）

(ii) 申請日前1年間及び申請日以降に東北運輸局長が定める処分基準において20日車未満の自動車等の使用停止処分を行うべきものとされている法令違反に係るもの

(処分日車数が20日車未満に軽減された場合を含み、加重により20日車以上となった場合を除く。)

④ 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の違反により、申請日前2年間及び申請日以降に営業の停止命令、認定の取消し又は営業の廃止命令の処分を受けた者(当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該処分を受けた法人の業務を執行する常勤の役員として在任していた者を含む。)

⑤ 申請者等が、一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業の許可の取消しを受けた事業者において当該取消処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に運行管理者であった者であって、申請日前5年間に法第23条の3の規定による運行管理者資格者証の返納を命じられた者ではないこと。

⑥ 法、貨物自動車運送事業法及びタクシー業務適正化特別措置法等の違反により、輸送の安全の確保、公衆の利便を阻害する行為の禁止、公共の福祉を阻害している事実等に対し改善命令を受けた場合にあつては、申請日前に当該命令された事項が改善されていること。

⑦ 申請日前1年間及び申請日以降に自らの責に帰する重大事故を発生させていないこと。

⑧ 申請日前1年間及び申請日以降に特に悪質と認められる道路交通法の違反(酒酔い運転、酒気帯び運転、過労運転、薬物等使用運転、無免許運転、無車検（無保険）運行及び救護義務違反（ひき逃げ）等)がないこと。

⑨ 旅客自動車運送事業等報告規則、貨物自動車運送事業報告規則及び自動車事故報告規則に基づく各種報告書の提出を適切に行っていること。

⑩ 申請日前1年間及び申請日以降に放置行為、最高速度違反行為又は過労運転により道路交通法第75条の2第1項に基づく公安委員会からの自動車使用制限命令を受けた者でないこと。

(i) 運転者の道路交通法の違反による処分（東北運輸局長が定める処分基準の初犯又は初回欄の適用がある場合に限る。）

(ii) 申請日前6ヶ月間及び申請日以降に東北運輸局長が定める処分基準において20日車未満の自動車等の使用停止処分を行うべきものとされている法令違反に係るもの

(処分日車数が20日車未満に軽減された場合を含み、加重により20日車以上となった場合を除く。)

③ 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により、申請日前1年間及び申請日以降に190日車を超える輸送施設の使用停止処分以上又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該処分を受けた法人の業務を執行する常勤の役員として在任していた者を含む。）ではないこと。

ただし、事業規模の拡大に係る営業区域外で受けた自動車等の使用停止以上の処分であって、以下に掲げるものを除く。

(i) 運転者の道路交通法の違反による処分（東北運輸局長が定める処分基準の初犯又は初回欄の適用がある場合に限る。）

(ii) 申請日前1年間及び申請日以降に東北運輸局長が定める処分基準において20日車未満の自動車等の使用停止処分を行うべきものとされている法令違反に係るもの

(処分日車数が20日車未満に軽減された場合を含み、加重により20日車以上となった場合を除く。)

④ 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の違反により、申請日前2年間及び申請日以降に営業の停止命令、認定の取消し又は営業の廃止命令の処分を受けた者(当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該処分を受けた法人の業務を執行する常勤の役員として在任していた者を含む。)

⑤ 申請者等が、一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業の許可の取消しを受けた事業者において当該取消処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に運行管理者であった者であって、申請日前5年間に法第23条の3の規定による運行管理者資格者証の返納を命じられた者ではないこと。

⑥ 法、貨物自動車運送事業法及びタクシー業務適正化特別措置法等の違反により、輸送の安全の確保、公衆の利便を阻害する行為の禁止、公共の福祉を阻害している事実等に対し改善命令を受けた場合にあつては、申請日前に当該命令された事項が改善されていること。

⑦ 申請日前1年間及び申請日以降に自らの責に帰する重大事故を発生させていないこと。

⑧ 申請日前1年間及び申請日以降に特に悪質と認められる道路交通法の違反(酒酔い運転、酒気帯び運転、過労運転、薬物等使用運転、無免許運転、無車検（無保険）運行及び救護義務違反（ひき逃げ）等)がないこと。

⑨ 旅客自動車運送事業等報告規則、貨物自動車運送事業報告規則及び自動車事故報告規則に基づく各種報告書の提出を適切に行っていること。

⑩ 申請日前1年間及び申請日以降に放置行為、最高速度違反行為又は過労運転により道路交通法第75条の2第1項に基づく公安委員会からの自動車使用制限命令を受けた者でないこと。

(3) 営業区域の廃止に係る申請は、廃止しようとする営業区域内の全ての営業所及び当該営業所に付随する自動車車庫の廃止の手続き並びに当該営業所に配置する事業用自動車の総数の変更(全ての減車)の手続きを伴うものであること。

(4) 経過措置

平成14年1月31日現在で一般乗用旅客自動車運送事業を行っている者に係る1.(4)・(5)①・(6)①・(13)の基準については、以下のとおり取り扱うこととする。

① 同日現在で基準を満たしていなかった営業所(その後基準を満たしたものを除く。)については、1.(4)は適用しない。

② 同日現在で基準を満たしていなかった自動車車庫(その後基準を満たしたものを除く。)については、1.(5)①は適用しない。

③ 同日現在で基準を満たしていなかった休憩、仮眠又は睡眠のための施設(その後基準を満たしたものを除く。)については、1.(6)①は適用しない。

④ 同日現在で損害賠償能力の基準を満たしていなかったもの(その後基準を満たしたものを除く。)については、同日現在の営業区域内の車両に限り、当分の間、1.(13)は適用しない。

4. 事業の譲渡譲受の認可(法第36条第1項)

(1) 事業を譲り受けようとする者について、1.(1)～(15)(譲受人が法人タクシー事業者(以下「既存事業者」という。)の場合にあつては、1.(1)～(11)・(13)～(15))及び上記3.(2)の定めるところに準じて審査することとする。

(2) 1.(15)①のただし書きについては、適用しない。

(3) 3.(4)の経過措置(①を除く。)を準用するものとする。

(4) 事業の全部を譲渡譲受の対象とするものであること。ただし、「タクシー事業に係る事業の分割譲渡の取扱いについて」(平成10年12月17日付け自旅第198号)において認められている場合において分割譲渡が行われる場合は、この限りでない。

5. 合併、分割又は相続の認可(法第36条第2項又は法第37条第1項)

(1) 合併又は分割後において存続する事業者若しくは相続人について、1.(1)～(15)(合併又は分割後において存続する事業者若しくは相続人が既存事業者の場合にあつては、1.(1)～(11)・(13)～(15))及び上記3.(2)の定めるところに準じて審査することとする。

(2) 1.(15)①のただし書きについては、適用しない。

(3) 3.(4)の経過措置(①を除く。)を準用するものとする。

(4) 分割の認可については、分割後において存続する事業者が1.(4)を満たさない申請は、認可しないこととする。

(5) 分割の認可については、商法等の一部を改正する法律(平成12年法律第90号)附則第5条及び会社の分割に伴う労働契約の承継等に関する法律(平成12年法律第103

(3) 営業区域の廃止に係る申請は、廃止しようとする営業区域内の全ての営業所及び当該営業所に付随する自動車車庫の廃止の手続き並びに当該営業所に配置する事業用自動車の総数の変更(全ての減車)の手続きを伴うものであること。

(4) 経過措置

平成14年1月31日現在で一般乗用旅客自動車運送事業を行っている者に係る1.(4)・(5)①・(6)①・(11)の基準については、以下のとおり取り扱うこととする。

① 同日現在で基準を満たしていなかった営業所(その後基準を満たしたものを除く。)については、1.(4)は適用しない。

② 同日現在で基準を満たしていなかった自動車車庫(その後基準を満たしたものを除く。)については、1.(5)①は適用しない。

(新設)

③ 同日現在で損害賠償能力の基準を満たしていなかったもの(その後基準を満たしたものを除く。)については、同日現在の営業区域内の車両に限り、当分の間、1.(11)は適用しない。

4. 事業の譲渡譲受の認可(法第36条第1項)

(1) 事業を譲り受けようとする者について、1.(1)～(13)(譲受人が法人タクシー事業者(以下「既存事業者」という。)の場合にあつては、1.(1)～(9)・(11)～(13))及び上記3.(2)の定めるところに準じて審査することとする。

(2) (13)①のただし書きについては、適用しない。

(3) 3.(4)の経過措置(①を除く。)を準用するものとする。

(4) 事業の全部を譲渡譲受の対象とするものであること。ただし、「タクシー事業に係る事業の分割譲渡の取扱いについて」(平成10年12月17日付け自旅第198号)において認められている場合において分割譲渡が行われる場合は、この限りでない。

5. 合併、分割又は相続の認可(法第36条第2項又は法第37条第1項)

(1) 合併又は分割後において存続する事業者若しくは相続人について、1.(1)～(13)(合併又は分割後において存続する事業者若しくは相続人が既存事業者の場合にあつては、1.(1)～(9)・(11)～(13))及び上記3.(2)の定めるところに準じて審査することとする。

(2) 1.(13)①のただし書きについては、適用しない。

(3) 3.(4)の経過措置(①を除く。)を準用するものとする。

(4) 分割の認可については、分割後において存続する事業者が1.(4)を満たさない申請は、認可しないこととする。

(5) 分割の認可については、商法等の一部を改正する法律(平成12年法律第90号)附則第5条及び会社の分割に伴う労働契約の承継等に関する法律(平成12年法律第103

号)に基づき、会社の分割に伴う労働契約の承継等が行われているものであること。
なお、労働契約の承継等については、当該法律に基づく客観的な資料の提出があること。

(6) 事業の一部の分割の認可については、設立会社等が次のいずれかに該当するものであること。

- ① 既存事業者であること。
- ② 分割会社の50%を超える出資による子会社であること。

6. 事業の管理の受委託の許可（法第35条第1項）

令和7年3月31日付け国自安第207号・国自旅第352号・国自整第271号に定めるところによる。

7. 運送約款の認可（法第11条第1項）

- (1) 公衆の正当な利益を害するおそれがないものであること。
- (2) 施行規則第12条各号に掲げる事項が明確に定められていること。

8. 運賃及び料金の認可（法第9条の3第1項）

別に定めるところにより行うものとする。

9. 許可又は認可に付した条件の変更等

(1) 上記1.～5.の許可又は認可に付した条件又は期限について、変更若しくは解除又は期限の延長を行う場合には、上記1.～5.の定めによるところにより審査することとする。

(2) 1. (14)①に基づき付した業務の範囲を一定の事業等に限定する旨の条件の解除は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第3条第1項に基づく特定地域に指定された地域では行わない。

10. 挙証等

(1) 申請内容について、客観的な挙証があり、かつ、合理的な陳述がなされるものであること。

- (2) 挙証等のために必要最小限の範囲で図面その他の資料の提出を求めることとする。
- (3) 挙証書類の提示又は写しの提出の時期は、別途通知するものとする。
- (4) 申請内容確認のため、必要に応じヒアリングを実施するものとする。

附 則

1. 本処理方針は、平成29年9月1日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

2. 「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）の許可申請事案の審査基準について」（平成13年12月25日公示第68号）及び「一般乗用旅客自動車運

号)に基づき、会社の分割に伴う労働契約の承継等が行われているものであること。
なお、労働契約の承継等については、当該法律に基づく客観的な資料の提出があること。

(6) 事業の一部の分割の認可については、設立会社等が次のいずれかに該当するものであること。

- ① 既存事業者であること。
- ② 分割会社の50%を超える出資による子会社であること。

(新設)

6. 運送約款の認可（法第11条第1項）

- (1) 公衆の正当な利益を害するおそれがないものであること。
- (2) 施行規則第12条各号に掲げる事項が明確に定められていること。

7. 運賃及び料金の認可（法第9条の3第1項）

別に定めるところにより行うものとする。

8. 許可又は認可に付した条件の変更等

(1) 上記1.～5.の許可又は認可に付した条件又は期限について、変更若しくは解除又は期限の延長を行う場合には、上記1.～5.の定めによるところにより審査することとする。

(2) 1. (12)①に基づき付した業務の範囲を一定の事業等に限定する旨の条件の解除は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第3条第1項に基づく特定地域に指定された地域では行わない。

9. 挙証等

(1) 申請内容について、客観的な挙証があり、かつ、合理的な陳述がなされるものであること。

- (2) 挙証等のために必要最小限の範囲で図面その他の資料の提出を求めることとする。
- (3) 挙証書類の提示又は写しの提出の時期は、別途通知するものとする。
- (4) 申請内容確認のため、必要に応じヒアリングを実施するものとする。

附 則

1. 本処理方針は、平成29年9月1日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

2. 「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）の許可申請事案の審査基準について」（平成13年12月25日公示第68号）及び「一般乗用旅客自動車運送

送事業の事業計画変更認可申請等事案の審査基準について」(平成14年1月21日公示第95号)は平成29年8月31日限りで廃止する。

3. 事案の処理に際しては本公示によるほか、申請窓口へ備え置く国土交通省通達「一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーを除く。)の申請に対する処理方針についての細部取扱いについて」(平成13年9月27日付け国自旅第89号)の定めによるものとする。

附 則(平成30年3月9日公示第93号)

1. この公示は、平成30年4月1日以降に申請を受け付けたものから適用するものとし、それ以前はなお従前の例による。

附 則(令和元年9月27日公示第45号)

1. 本公示は、令和元年10月1日以降の申請から適用する。

附 則(令和2年9月14日公示第37号)

1. 本公示は、令和2年9月14日以降の申請から適用する。

附 則(令和4年3月16日公示第112号)

1. 本公示は、令和4年4月1日以降の申請から適用する。

附 則(令和5年6月27日 公示第41号)

1. 本処理方針は、令和5年6月30日以降に申請又は届出を受け付けたものから適用するものとする。

2. 本処理方針の施行の際現に行われている申請に係る許可の取扱いについては、なお従前の例による。

3. 本処理方針の施行後、本処理方針の規定に基づく関係者による協議において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の規定に違反する恐れがある事実を把握した場合には、速やかに規定の見直し等の必要な措置を講じることとする。

附 則(令和5年11月29日公示第111号)

1. 本公示は、令和5年11月29日以降の申請から適用する。

附 則(令和6年7月31日公示第35号)

1. 本公示は、令和6年7月31日以降の申請から適用する。

附 則(令和7年4月1日公示第5号)

1. 本公示は、令和7年4月1日以降の申請から適用する。

別表(青森県～福島県) (略)

事業の事業計画変更認可申請等事案の審査基準について」(平成14年1月21日公示第95号)は平成29年8月31日限りで廃止する。

3. 事案の処理に際しては本公示によるほか、申請窓口へ備え置く国土交通省通達「一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーを除く。)の申請に対する処理方針についての細部取扱いについて」(平成13年9月27日付け国自旅第89号)の定めによるものとする。

附 則(平成30年3月9日公示第93号)

1. この公示は、平成30年4月1日以降に申請を受け付けたものから適用するものとし、それ以前はなお従前の例による。

附 則(令和元年9月27日公示第45号)

1. 本公示は、令和元年10月1日以降の申請から適用する。

附 則(令和2年9月14日公示第37号)

1. 本公示は、令和2年9月14日以降の申請から適用する。

附 則(令和4年3月16日公示第112号)

1. 本公示は、令和4年4月1日以降の申請から適用する。

附 則(令和5年6月27日 公示第41号)

1. 本処理方針は、令和5年6月30日以降に申請又は届出を受け付けたものから適用するものとする。

2. 本処理方針の施行の際現に行われている申請に係る許可の取扱いについては、なお従前の例による。

3. 本処理方針の施行後、本処理方針の規定に基づく関係者による協議において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の規定に違反する恐れがある事実を把握した場合には、速やかに規定の見直し等の必要な措置を講じることとする。

附 則(令和5年11月29日公示第111号)

1. 本公示は、令和5年11月29日以降の申請から適用する。

附 則(令和6年7月31日公示第35号)

1. 本公示は、令和6年7月31日以降の申請から適用する。

(新設)

別表(青森県～福島県) (略)